

明石市文化財保存活用地域計画

令和3年12月文化庁長官認定

明 石 市

目次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 序章 | はじめに | 1 |
| 1. | 計画作成の背景・目的 | 1 |
| 2. | 地域計画の位置づけ | 1 |
| 3. | 計画期間 | 2 |
| 4. | 計画の進捗管理と自己評価の方法 | 3 |
| 5. | 地域計画作成の体制・経緯 | 4 |
| 6. | 用語の定義 | 6 |
| 第1章 | 明石市の概要 | 7 |
| 1. | 自然的・地理的環境 | 7 |
| (1) | 位置・面積 | 7 |
| (2) | 地名 | 7 |
| (3) | 地形 | 8 |
| (4) | 地質 | 10 |
| (5) | 気象 | 11 |
| (6) | 生態系 | 12 |
| 2. | 社会的状況 | 13 |
| (1) | 人口動態 | 13 |
| (2) | 産業 | 14 |
| (3) | 土地利用 | 16 |
| (4) | 交通 | 18 |
| (5) | 景観 | 19 |
| (6) | 法的規制や法的な位置づけ | 20 |
| 3. | 歴史的背景 | 23 |
| (1) | 先史 | 23 |
| (2) | 古代 | 24 |
| (3) | 中世 | 26 |
| (4) | 近世 | 27 |
| (5) | 近代 | 29 |
| (6) | 現代 | 31 |
| 第2章 | 明石市の文化財の概要と特徴 | 33 |
| 1. | 指定等文化財 | 33 |
| 2. | 調査によって把握した歴史文化遺産 | 38 |
| 3. | 歴史文化遺産の特徴 | 41 |
| (1) | 有形文化財（建造物） | 41 |
| (2) | 有形文化財（美術工芸品） | 46 |
| (3) | 有形文化財（歴史資料） | 48 |
| (4) | 無形文化財 | 50 |
| (5) | 民俗文化財 | 50 |
| (6) | 記念物 | 52 |
| (7) | 文化的景観 | 53 |
| 第3章 | 明石市の歴史文化の特徴 | 55 |
| 1. | 歴史文化の特徴 | 55 |
| (1) | 播磨灘に面する地勢により育まれた生業の歴史文化 | 56 |
| (2) | 古代の足跡を語る歴史文化 | 58 |
| (3) | 明石城下に花開いた歴史文化 | 60 |
| (4) | 海の道・陸の道の歴史文化 | 62 |
| (5) | 近代・現代の明石を形成した歴史文化 | 64 |
| 2. | 地域別に見た歴史文化の特徴 | 66 |
| (1) | 明石東部地域 | 66 |
| (2) | 西明石地域 | 67 |
| (3) | 大久保地域 | 68 |
| (4) | 魚住地域 | 69 |
| (5) | 二見地域 | 70 |
| 第4章 | 歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みと課題 | 71 |
| 1. | 歴史文化遺産の調査等の取り組み | 71 |
| (1) | 埋蔵文化財の発掘調査 | 71 |
| (2) | 市史編さんに関する取り組み | 73 |
| (3) | 市と専門家、ボランティアが協働して実施した取り組み | 73 |
| (4) | 地域における把握調査 | 74 |
| (5) | ヘリテージマネージャーによる把握調査 | 75 |

| | |
|---|------|
| 2. 歴史文化遺産を担う人材育成に関する取り組み | 75 |
| (1) 学校教育における取り組み | 75 |
| (2) 生涯教育における取り組み | 76 |
| 3. 歴史文化遺産の保存に関する取り組み | 76 |
| (1) 指定・登録などの取り組み | 76 |
| (2) 文化財保存と景観まちづくり | 76 |
| 4. 歴史文化遺産の活用に関する取り組み | 77 |
| (1) 「歴史のまち」としての観光まちづくり | 77 |
| (2) 交流・情報発信 | 77 |
| (3) 福祉分野と歴史文化の連携 | 78 |
| (4) 産業との連携に関わる取り組み | 79 |
| 5. 歴史文化遺産の保存・活用に向けた課題 | 79 |
| (1) 歴史文化遺産の調査等の課題 | 79 |
| (2) 人材育成の取り組みの課題 | 80 |
| (3) 保存の取り組みの課題 | 81 |
| (4) 活用に関する課題 | 82 |
| (5) 体制づくりに関する課題 | 84 |
| 第5章 歴史文化遺産の保存・活用の方向性と措置 | 85 |
| 1. 歴史文化遺産の保存・活用の目標 | 85 |
| 2. 歴史文化遺産の保存と活用のための基本方針 | 87 |
| 3. 基本方針に基づく措置 | 89 |
| (1) 基本方針1 歴史文化遺産を持続的に「知る」取り組みに関する措置 | 90 |
| (2) 基本方針2 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進めるための措置 | 91 |
| (3) 基本方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承するための措置 | 92 |
| (4) 基本方針4 歴史文化を活かした愛着もてるまちづくりを推進するための措置 | 94 |
| (5) 基本方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進めるための措置 | 96 |
| 第6章 重点区域における歴史文化遺産の保存・活用 | 97 |
| 1. 重点区域の設定 | 97 |
| (1) 重点区域設定の考え方 | 97 |
| (2) 重点区域の範囲と主な歴史文化遺産 | 98 |
| 2. 重点区域の保存活用計画 | 99 |
| (1) 重点区域の歴史文化にまつわる歴史文化遺産 | 99 |
| (2) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の課題 | 101 |
| (3) 重点区域の歴史文化遺産の保存・活用の取り組みの方向性 | 102 |
| (4) 重点区域の事業計画 | 103 |
| 3. 重点区域における事業計画の推進体制 | 108 |
| 第7章 歴史文化遺産の防災・防犯 | 109 |
| 1. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題 | 109 |
| (1) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状 | 109 |
| (2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する課題 | 111 |
| 2. 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針と取り組み | 111 |
| 3. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置 | 112 |
| 4. 歴史文化遺産の防災・防犯体制整備の方針と推進体制 | 112 |
| (1) 災害予防・防犯予防の体制整備方針と推進体制 | 113 |
| (2) 災害応急対策の体制整備方針と推進体制 | 114 |
| (3) 災害復旧・復興の体制整備方針と推進体制 | 114 |
| 第8章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制 | 115 |
| 1. 体制整備の方針 | 115 |
| 2. 明石市の体制 | 115 |
| 3. 各団体との連携体制 | 116 |
| 4. 市民との協働体制 | 117 |
| 5. 歴史文化遺産の保存・活用推進のための総合的な体制 | 118 |
| 参考資料 | |
| 1. 未指定文化財一覧 | 参 1 |
| 2. 重点区域における未指定の歴史文化遺産一覧 | 参 27 |
| 3. 地域別歴史文化遺産分布図 | 参 37 |
| 4. 地域計画の骨子 | 参 43 |

序章

はじめに

1. 計画作成の背景・目的

本市を取り巻く社会情勢、文化財保護法の改正、本市の各種計画を踏まえ、本市に伝えられている歴史文化遺産の保存・活用に係る方向性を定めたマスタープランであり、具体的な事業も記載したアクションプランである「明石市文化財保存活用地域計画」（以下、「本地域計画」という）を作成する。

本地域計画は、歴史文化遺産に多くの市民が興味を持ち、各地域で歴史文化に触れることを通じて、地域総がかりで歴史文化遺産を保存・活用していく持続可能な歴史文化のまちづくりを一層推進することを目的とする。

2. 地域計画の位置づけ

本地域計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく法定計画として作成する。計画作成にあたっては、市政の最上位計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」（令和4（2022）年3月策定）ならびに市の関連計画と連携し、兵庫県文化財保存活用大綱と整合させたいうえで、歴史文化に係る施策を推進する計画と位置付ける。

3. 計画期間

計画期間は、「あかしSDGs推進計画」と合せ、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度の9年間とする。

4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

各事業の数値目標としてKPI（重要業績評価指標）を設定する。なお、数値目標は、これまでの歴史文化遺産の保存・活用の取り組みのなかで評価すべき項目等を参考に指標とする。また、目標年次は令和7（2025）年度とし、同年度に進捗管理を行った上で、見直しを行う。

5. 地域計画作成の体制・経緯

文化財保護法第 183 条の 9 に基づく明石市関係各課、兵庫県、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体、文化財所有者などによって構成される協議会を組織した上で、明石市文化財保護審議会の意見を聴取しつつ、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度までの3カ年で検討した。

6. 用語の定義

本地域計画では、歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義づけ、指定・未指定を問わず、すべての「歴史文化遺産」を計画の対象とする。

また、「歴史文化」とは、歴史文化遺産が置かれている自然環境や周囲の景観、歴史文化遺産を支える人々の活動に加え、歴史文化遺産を維持・継承するための技術、歴史文化遺産に関する歴史資料や伝承等の歴史文化遺産の周辺環境を含む概念を示す用語と定義づける。

序章 はじめに

1. 計画作成の背景・目的

播磨灘に面する広大な段丘面に位置し、特徴的な地勢や豊かな自然環境を基盤として、本市では多種多様な歴史文化遺産（定義については6頁参照）が現代に息づいている。このことは、古くから、畿内や瀬戸内海沿岸地域との交流による人々の生産活動を通じた営みなどを背景として成立してきたといえる。

本市の歴史文化遺産には、明石城跡や太寺^{たいでら}廃寺塔跡など既に文化財保護法・条例に基づいて文化財に指定されているものから、旧宿場町の町並み、漁村集落や農村集落に残る民家やお堂、路傍の石造物、鎮守の森、祭りや講、説話や伝承、タコやタイなどの材料を使った食文化を含め、市民の暮らしの場にあふれている。

しかし、社会経済情勢や生活様式の変化のなかで、都市化による開発の進行によって滅失したもののや、旧集落地域等における担い手の減少、歴史文化遺産への市民の興味・関心が薄れてきていることなどにより存続の危機に瀕している祭りなどの歴史文化遺産も少なくない。

文化財に係る滅失・散逸等の防止が緊急の課題となるなか、従来、価値付けが明確ではなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりの整備などを目的として、平成30（2018）年6月の文化財保護法改正により「文化財保存活用地域計画」制度が確立された。

本市においても、先人から受け継いできた歴史文化遺産を観光まちづくりの拠点として、また、本市の各地域の歴史を知るための拠り所として、さらには市民の誇りを象徴する資産として、より一層魅力的なものとして育むことが本市の各種計画にも掲げられている。

このため、本市を取り巻く社会情勢、文化財保護法の改正、本市の将来に向けた計画である長期総合計画などを踏まえ、歴史文化遺産の保存・活用に係るマスタープランであり、アクションプランである「明石市文化財保存活用地域計画」（以下、「本地域計画」という）を作成する。

本地域計画は、歴史文化遺産に多くの市民が興味を持ち、各地域で歴史文化に触れることを通じて、地域総がかりで歴史文化遺産を保存・活用していく持続可能な歴史文化のまちづくりを一層推進することを目的とする。

2. 地域計画の位置づけ

本地域計画は、文化財保護法第183条の3に基づく法定計画として作成する。計画作成にあたっては、明石市政の最上位計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」（令和4（2022）年3月策定、計画期間：令和4～12（2022～2030）年度）を上位計画とする。

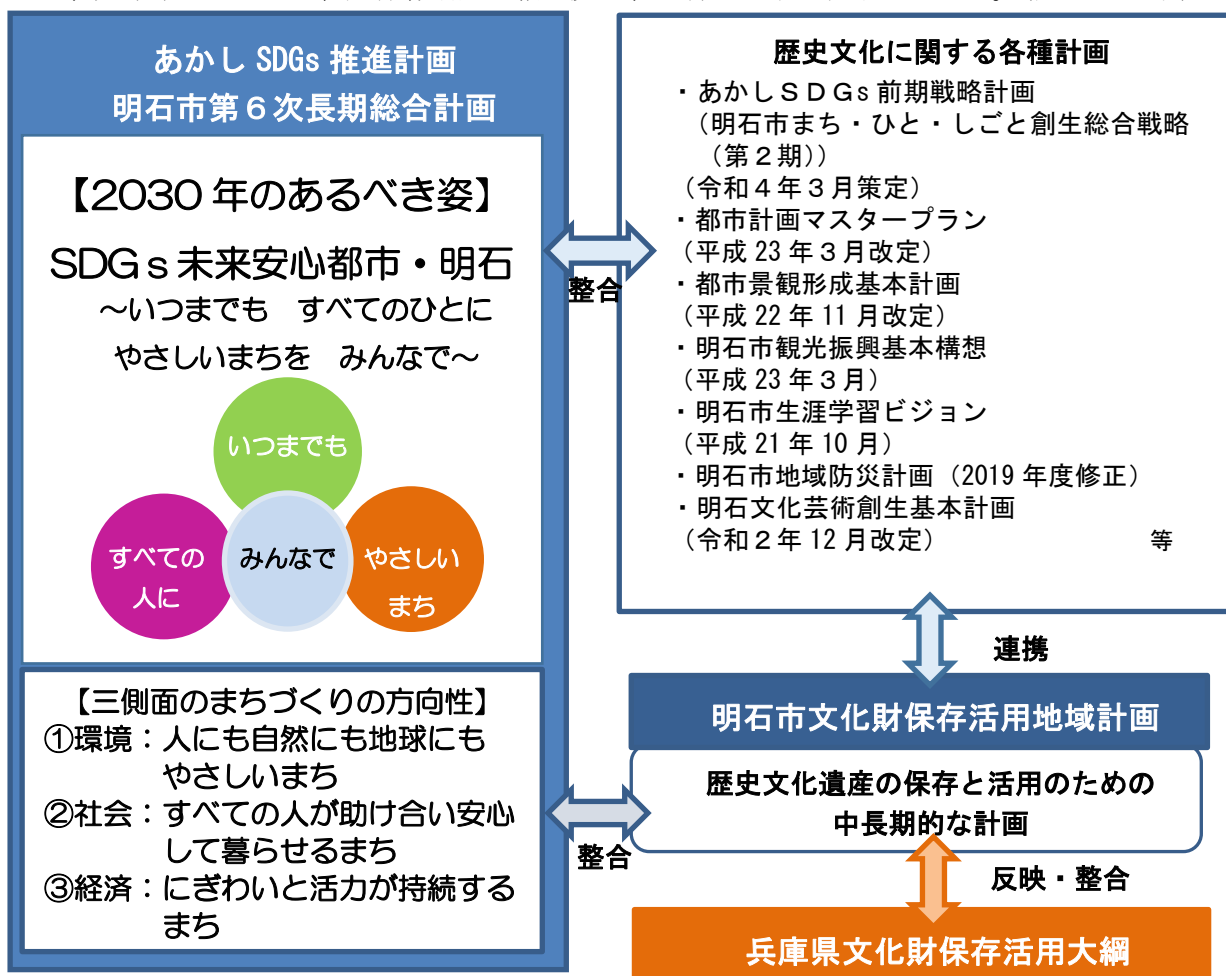
あかしSDGs推進計画では、目指すまちの姿を「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでもすべての人に やさしいまちを みんなで～」とし、SDGsの理念を反映して、まちづくりの基本理念を以下のとおり、設定している。

まちづくりの基本理念(SDGsの理念を反映)

- いつまでも(持続可能)
- すべての人に(誰一人取り残さない)
- やさしいまち(やさしい社会を明石から)
- みんなで(パートナーシップ)

また、目指すまちの姿の実現に向けた、環境・社会・経済の三側面のまちづくりの方向性として、①環境：人にも自然にも地球にもやさしいまち、②社会：すべての人が助け合い安心して暮らせるまち、③経済：にぎわいと活力が持続するまち、としている。

本地域計画では、歴史文化遺産の保存・活用を通じて、あかしSDGs推進計画に基づく各分野の政策・施策を歴史文化遺産の分野から推進する計画と位置づけるとともに、あかしSDGs前期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期））、都市計画マスタープランや都市景観形成基本計画、明石市文化芸術創生基本計画、明石市観光振興基本構想、明石市生涯学習ビジョン、明石市地域防災計画などの関連計画と連携して施策を推進する計画と位置付ける。さらに、兵庫県における文化財保存活用大綱を反映、整合した取り組みを進める。（図序-1参照）



図序-1 「明石市文化財保存活用地域計画」の位置付け

3. 計画期間

本地域計画の計画期間は、あかしSDGs推進計画に合わせ、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度の9年間とする。なお、後述する事業計画については、前半の4年間が経過した後、あかしSDGs推進計画と齟齬がないように事業成果の検証・点検を行う。

また、社会経済情勢をはじめ、新たな歴史文化遺産の発見や文化財の指定・登録など、本市の歴史文化遺産を取り巻く環境に変化が生じて軽微な変更が生じた場合には兵庫県を通じて文化庁に報告を行うと共に、計画の見直しが必要となった場合には、計画の再認定を申請して対応する。

4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本地域計画の目標を実現するためには各事業を着実に進めていくことが必要である。そこで、各事業の点検・見直しなどを通じたPDC Aサイクルを構築するため、各事業の数値目標としてのK P I（重要業績評価指標）※1を下表のとおり設定する。数値目標は、これまでの歴史文化遺産の保存・活用の取り組みのなかで評価すべき項目等を参考に指標とする。また、K P Iの目標年次は、あかしS D G s推進計画と齟齬がないよう令和7（2025）年度とし、令和7年度時点の進捗状況の点検と効果検証を踏まえ、以降の事業計画見直し並びに具体化を行う。

表序-1 施策展開に向けたK P I（重要業績評価指標）

| 区分 | 措置※2 | 指標 | 目標値(2025年度) |
|-------|-----------------------------|----------------|-------------|
| 方針1 | (1) 遺跡・武家屋敷跡の発掘調査 | 調査件数 | 年1件 |
| | (2) 市史の編さんに関わる調査 | 市史編さん調査結果の冊子刊行 | 年1冊 |
| | (3) 生活文化に関わる調査 | 調査実施数 | 年1件 |
| | (4) 生業に関わる調査 | 調査実施数 | 年1件 |
| | (5) 食文化の把握調査・魅力発信 | 調査実施数 | 期間中1件 |
| | (6) 建造物に関わる調査 | 調査実施数 | 年1件 |
| | (7) 近代化遺産調査 | 調査実施数 | 年1件 |
| | (8) 文化的景観調査 | 調査実施数 | 期間中1件 |
| | (9) 史料調査 | 調査実施数 | 期間中1件 |
| 方針2 | (10) 生涯学習機会の充実 | 生涯学習の場の設定 | 継続 |
| | (11) 歴史文化コーディネーターの育成 | 育成コーディネーター数 | 期間中6人 |
| | (12) 学校への出前授業の実施 | 出前授業数 | 年間5校 |
| | (13) 副読本・歴史文化遺産マップの開発 | 副読本・マップ開発 | 期間中作成 |
| | (14) 教材開発者や指導者の研修会の開催 | 研修会開催数 | 年1回 |
| 方針3 | (15) 新設文化財収蔵庫の活用 | 研修会開催数 | 年1回 |
| | (16) 文化財への指定等 | 指定等件数 | 年2件 |
| | (17) 指定等文化財の環境整備 | 環境整備件数 | 年1件 |
| | (18) 史跡明石城跡保存活用整備 | 保存活用整備事業 | 期間中3件 |
| | (19) 旧波門崎燈籠堂の環境整備 | 環境整備 | 期間中一部完了 |
| | (25) 財源確保・支援 | 修理等支援数 | 年2件 |
| 方針4-1 | (26) データベースの作成・更新・共有 | データベース更新 | 年1回 |
| | (27) 国際交流・地域間・広域交流 | 連携事業数 | 年1件 |
| 方針4-2 | (28) 歴史文化遺産観光のコンテンツ拡充 | コンテンツ拡充 | 期間中2回 |
| | (34) 明石市立文化博物館の拠点機能の拡充 | 展示等の拡充 | 期間中拡充 |
| | (35) 歴史文化遺産マップ・解説板作成 | 解説板の設置 | 年2箇所 |
| | (36) 明石歴史シンポジウム等の連続開催 | シンポジウム等の開催数 | 年1回 |
| 方針5 | (37) 歴史まち歩き | 歴史まち歩き | 年1回 |
| | (41) 部局間連携による地域づくり | 連携事業数 | 年1件 |
| | (42) 歴史文化遺産保存活用体制の構築 | 協議会の開催 | 年1回以上 |
| 防災・防犯 | (43) 顕彰制度の確立 | 制度の確立 | 期間中確立 |
| | (46) 地域防災計画の文化財防災への対応 | 地域防災計画への条項追記 | 期間内完了 |
| | (47) 防火訓練の実施 | 地域単位の防火訓練の実施 | 年1地区 |
| | (48) 歴史文化遺産防災・防犯対応マニュアル作成検討 | マニュアル作成 | 期間内完了 |
| | (49) 文化財パトロールの拡充 | 地域単位のパトロール数 | 年1地区 |
| | (50) 防災設備の設置への支援 | 防災設備設置支援数 | 年2件 |

※1：K P I（重要業績評価指標）は、目標達成へのプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標。

※2：同指標を実現するために実施する主な事業。第5章、第7章の各事業計画の事業番号に対応。

5. 地域計画作成の体制・経緯

本地域計画は、表序-2、表序-3に示す構成によって文化財保護法第183条の9に基づく協議会を組織した上で、表序-4に示す構成の明石市文化財保護審議会の意見を聴取しつつ、表序-5で示す経緯で検討した。

表序-2 明石市文化財保存活用地域計画協議会の構成員

| 区分 (法第183条9第2項) | 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|-----------------------|-------|----------------------|----------|
| 明石市(第1号) | 前野 有人 | 明石市政策局参与(シティプロデューサー) | ~令和3年10月 |
| | 吉田 貴之 | 明石市政策局広報部長 | 令和3年11月~ |
| 兵庫県(第2号) | 山下 史朗 | 兵庫県教育委員会文化財課長 | 令和元年度 |
| | 甲斐 昭光 | | 令和2・3年度 |
| 学識経験者(第4号) | 村上 裕道 | 京都橘大学教授 | 会長 |
| | 森本 眞一 | 神戸学院大学非常勤講師 | 副会長 |
| | 竹内 利江 | 神戸学院大学非常勤講師 | |
| 商工関係団体(第4号) | 西川 勉 | 明石商工会議所 事務局長 | |
| 観光関係団体(第4号) | 檜原 一法 | 明石観光協会専務理事兼事務局長 | |
| その他教育委員会が必要と認める者(第4号) | 西海 英延 | 宗教法人住吉神社宮司 | |
| | 藤本 庸文 | 明石市連合まちづくり協議会副会長 | |

※ 役職は令和3年(2021)11月現在

表序-3 明石市文化財保存活用地域計画協議会事務局

| 所属 | 氏名 | 役職* | 備考 |
|----------|-------|-----------------------|----|
| 明石市市民生活局 | 稲原 昭嘉 | 文化・スポーツ室文化財担当課長 | |
| | 田川 聡司 | 文化・スポーツ室歴史文化財係長 | |
| 明石観光協会 | 木村 公輔 | 明石観光協会事務局次長 | |
| 明石市政策局 | 藤田 幸子 | シティセールス推進室長兼シティセールス課長 | |
| 明石市都市局 | 谷口 祐二 | 都市総務課長 | |
| 明石市教育委員会 | 金井 一郎 | 学校教育課長 | |

※ 役職は令和3年(2021)11月現在

表序-4 明石市文化財保護審議会委員

| 分野 | 所属* | 氏名 | 備考 |
|---------|------------|-------|----|
| 日本美術史 | 冷泉家時雨文庫理事長 | 冷泉 為人 | |
| 日本美術史 | 元甲南女子大学教授 | 木村 重圭 | |
| 日本考古学 | 小野市立好古館前館長 | 大村 敬通 | |
| 日本近世近代史 | 神戸大学教授 | 奥村 弘 | |
| 日本民俗学 | 甲南大学教授 | 出口 晶子 | |

※所属は令和3年(2021)11月現在

表序-5 作成の経緯

| 年月日 | | 内 容 |
|-----------------|-----------------|----------------------|
| 令和元年度 (2019) | 8月16日 | 第1回 明石市文化財保護審議会の開催 |
| | 8月20日 | 第1回 明石市文化財保存活用協議会の開催 |
| | 12月25日 | 第2回 明石市文化財保存活用協議会の開催 |
| | 1月17日 | 第2回 明石市文化財保護審議会の開催 |
| | 3月6日 | 第3回 明石市文化財保存活用協議会の開催 |
| | 3月26日 | 第3回 明石市文化財保護審議会の開催 |
| 令和2年度 (2020) | 11月17日 | 第1回 明石市文化財保存活用協議会の開催 |
| | 11月27日 | 第1回 明石市文化財保護審議会の開催 |
| | 12月25日 | 第2回 明石市文化財保護審議会の開催 |
| | 3月11日 | 第2回 明石市文化財保存活用協議会の開催 |
| | 3月17日 | 第3回 明石市文化財保護審議会の開催 |
| 令和3年度 (2021) | 6月1日 | 第1回 明石市文化財保存活用協議会の開催 |
| | 7月13日～ 8月14日 | パブリックコメントの実施 |
| | 8月13日 | 第1回 明石市文化財保護審議会の開催 |
| | 8月23日 | 第2回 明石市文化財保存活用協議会の開催 |
| | 11月26日 | 第3回 明石市文化財保存活用協議会の開催 |

6. 用語の定義

「文化財保護法」の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物、美術工芸品等）、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）、民俗文化財（有形の民俗文化財（無形の文化財に用いられる衣装・器具・家屋等）、無形の民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術）、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観（棚田、里山、用水路等）、伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村等）の6類型をいう。また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や伝統的な保存技術も本計画の対象となる。「兵庫県文化財保護条例」や「明石市文化財保護条例」に定める「文化財」の概念も「文化財保護法」に準じている。一方、近年、地域の歴史や文化の価値が再認識されるなかで、地域の人々の暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的遺産の価値が見直されてきている。これらの歴史的・文化的・自然的遺産の価値は、地域の人々の暮らしとの関わりを通じて形成され、相互の関係や周辺環境との関係などにより存立するものである。

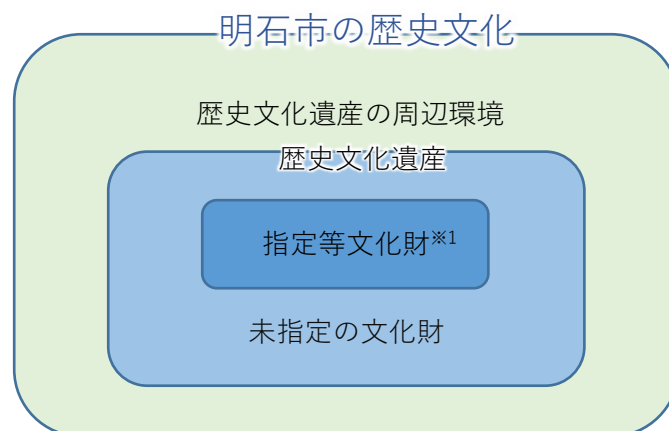
そこで、本地域計画では、先人によって生まれ、現代に伝えられた多様な価値を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義づけ、指定、未指定を問わず、全ての「歴史文化遺産」を本地域計画の対象とする。

また、「歴史文化」とは、歴史文化遺産とそれに関わる様々な要素とが一体となったものであり、歴史文化遺産が置かれている自然環境や周囲の景観、歴史文化遺産を支える人々の活動に加え、歴史文化遺産を維持・継承するための技術、歴史文化遺産に関する歴史資料や伝承等の歴史文化遺産の周辺環境を含む概念を示す用語と定義づける。従って、「歴史文化」ならびに「歴史文化遺産」は、地域の歴史や文化の基底をなすものとして、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、先人の営みを今に伝えるものとして、市民の生活をより豊かなものとするもの、市民にとって未来への道しるべとなるものと定義づける。

なお、「歴史文化遺産」は文化庁の指針^{※参考}で示された文化財等の位置づけと整合させるものとする。

※参考：「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」

（平成31（2019）年3月4日作成、令和3（2021）年6月14日変更、文化庁）



※1：指定等文化財：文化財保護法令に基づく指定、登録、選択、選定が行われている文化財をいう。

図序-2 歴史文化と歴史文化遺産の構成

第1章

明石市の概要

1. 自然的・地理的環境

本市は、古代より「明石(あかし)」と呼ばれ、日本標準時子午線が通り、播磨灘に面した広大な段丘面に位置する。また、年間を通じて気候は温暖である。

2. 社会的状況

人口は過去10年間、29万人超で推移しており、子育て層を中心とした新たな住民が流入している。産業面でみると漁業や農業、酒造などの地場産業、魚の棚商店街などの商業、創業100年を超える工業生産企業など、多様な産業構造を有している。そのなかで、自然、歴史、市街地、生活景観が一体となった景観が、市内各地域それぞれの特徴を示している。

3. 歴史的背景

- (1) 先史：西脇遺跡や寺山遺跡から出土したナイフ形石器や藤江出ノ上遺跡などから出土した土器などから、この地域で暮らし始めた人々の足跡を辿ることができる
- (2) 古代：二見町や魚住町では、古代山陽道が確認されており、9世紀には淡路島の石屋(現、岩屋)と明石との間にはじめて船と渡し守がおかれた。さらに、明石海峡の潮待ちの港である魚住泊などの築造によって海峡の町・明石の基盤がつくられるなど、古くから人々や物が行きかっていた。
- (3) 中世：中国から入ってきたと思われる碗や壺類が発見され、物流・交流も頻繁に行われるようになった。また、鎌倉時代には須恵器が、室町時代には土器生産も行われるようになったことから、ものづくりの町・明石の由来を知ることができる。
- (4) 近世：安土桃山時代に領主高山右近が船上城を造営、江戸時代には小笠原忠政が現在の地に明石城・明石城下を築いた。また、街道の発達、新田開発、酒造業などの産業振興もあいまって、明治維新まで、城下町、街道筋、新田開発が進められた地区などを中心に町が発展してきた。
- (5) 近代：明治維新後、明石城は、明治6(1873)年に廃城となったが、大正7(1918)年には兵庫県立公園として人々の憩いの場となった。明治時代には、学校や金融機関の創設、山陽鉄道の開通などが進み、明治44(1911)年には夏目漱石が柿落しで講演した中崎公会堂が建設された。大正8(1919)年には明石市制が施行され、現代の町の繁栄へとつながっていく。
- (6) 現代：戦後の復興期を経て、昭和26(1951)年に大久保町、魚住町、二見町が合併し、新明石市が誕生した。昭和35(1960)年には、子午線の町、明石を象徴する明石市立天文科学館が竣工した。しかし、平成7(1995)年の兵庫県南部地震で史跡明石城跡を始めとして多くの歴史文化遺産が被害を受けた。震災後は防災にも力を入れ、令和元(2019)年に市制施行100周年を迎えた。

第1章 明石市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

本市には東経 135 度の日本標準時子午線が通る。兵庫県中南部の阪神都市圏と播磨都市圏に接し、海を隔てて淡路島を望む位置にあり、市の東と北は神戸市と、西は加古川市や播磨町、いなみちょう稲美町と接している。明治 12 (1879) 年に行政区画として発足した当時の明石郡は、神戸市垂水区、西区の全域、須磨区の一部を含む区域であった。現在の市域面積は 49.42 km² であり、南北は最長 9.4km、東西は最長 15.6km、最高地の標高は 94.6m であり、東西に細長く平坦な市街地を形成している。市域は、東から明石東部、西明石、大久保、魚住、二見の 5 地域に区分され、各地域は小学校区などの生活圏のまとまりや土地利用などにより、歴史的つながりが強い。

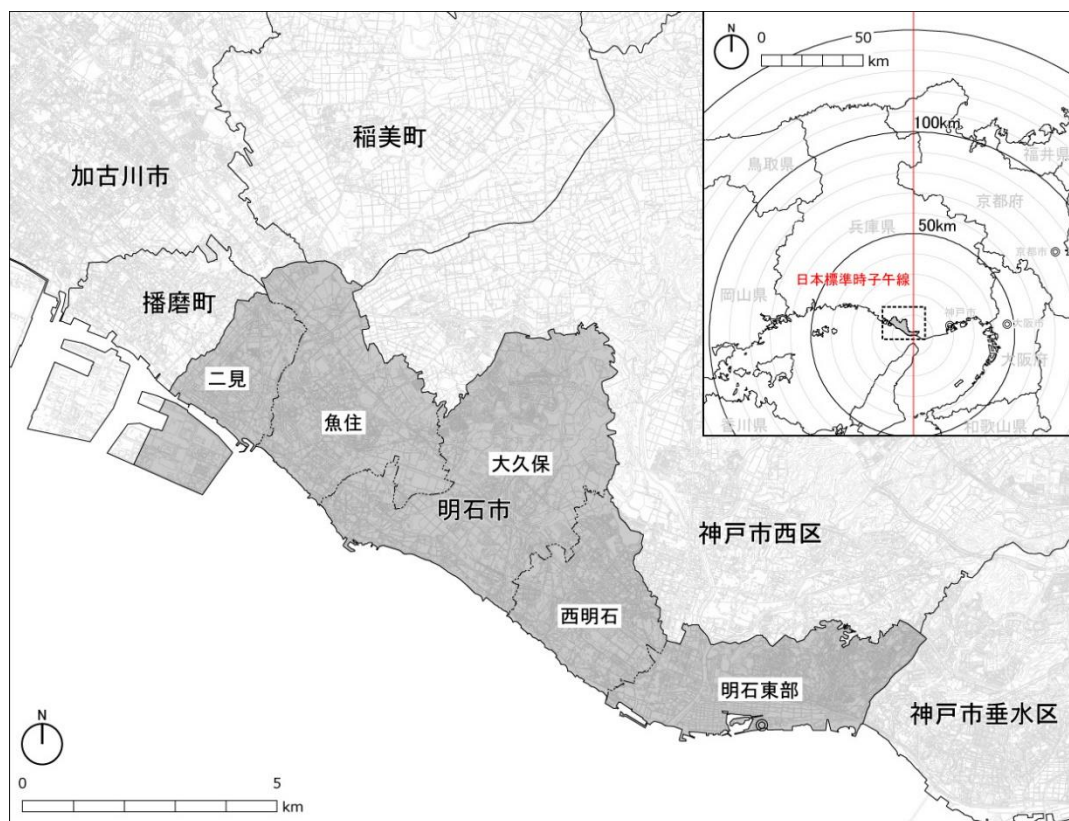


図 1-1 明石市の位置

(基盤地図情報(国土地理院) (<https://fgd.gsi.go.jp/download/mapGis.php>) を加工して作成)

(2) 地名

「明石」の地名は、『延喜式』には3カ所記載されているが、いずれも「明石郡」と表記されている。『延喜式』に遅れて成立する『倭名類聚抄』にも「明石郡」と表記され、また、室町時代中期の写本とされる大東急本だいとうきゅうほん (大東急記念文庫所蔵) には「安加之」の読みがつけられている。加えて、『続日本紀』には明石郡についての記述が3カ所ある。これらのことから、奈良時代、平安時代の初めには公的な文書には「明石」の表記が用いられ、「アカシ」と読まれてきたと考えられる。一方、『日本書紀』の「アカシ」表記は5例あるが、いずれも「赤石」と表記している。このことから「赤石」の表記も、7世紀後半から8世紀にかけて用いられた表記であると考えられる。

(3) 地形

本市の地形は、六甲山系山麓域に広く発達する広大な段丘面が播磨灘に接する位置にあたり、山地がないことが特徴である。市域の標高の最高値は大久保町松陰で 94.6m、最低値は林3丁目で 0.9mである。

地形は、大きく丘陵地、台地段丘、低地で構成される。

台地段丘についてみると、市域東側は神戸市西区からつながる上位砂礫台地、中位砂礫台地で構成され、市域西側は印南野台地につながる中位砂礫台地を構成している。これらの段丘はそれぞれ魚住段丘、西八木段丘と表記される。

段丘堆積物は海成の要素が強く、第四紀後期の海水準変動の影響を強く反映した堆積状況を示している。

印南野台地は、全般に水が乏しい地帯であるが、段丘崖では湧水が見られる地域もある。

また、河川は瀬戸川、中尾川、赤根川、谷八木川、藤江川、明石川、朝霧川が流下しており、瀬戸川、赤根川、明石川及び朝霧川沿いに低地が発達し、厚い沖積層で構成されている。これらの沖積地の河口部では、東西方向に砂嘴が形成される。この砂嘴の背後に低湿地が広がり、古くからこうした地形を利用し、明石や魚住などの天然の良港が築かれた。

明石川流域の市域南部の低地は、市街化が進み、明石市の主要官公庁が立ち並ぶ。

本市では、この低地と台地の南端部に遺跡が認められる。

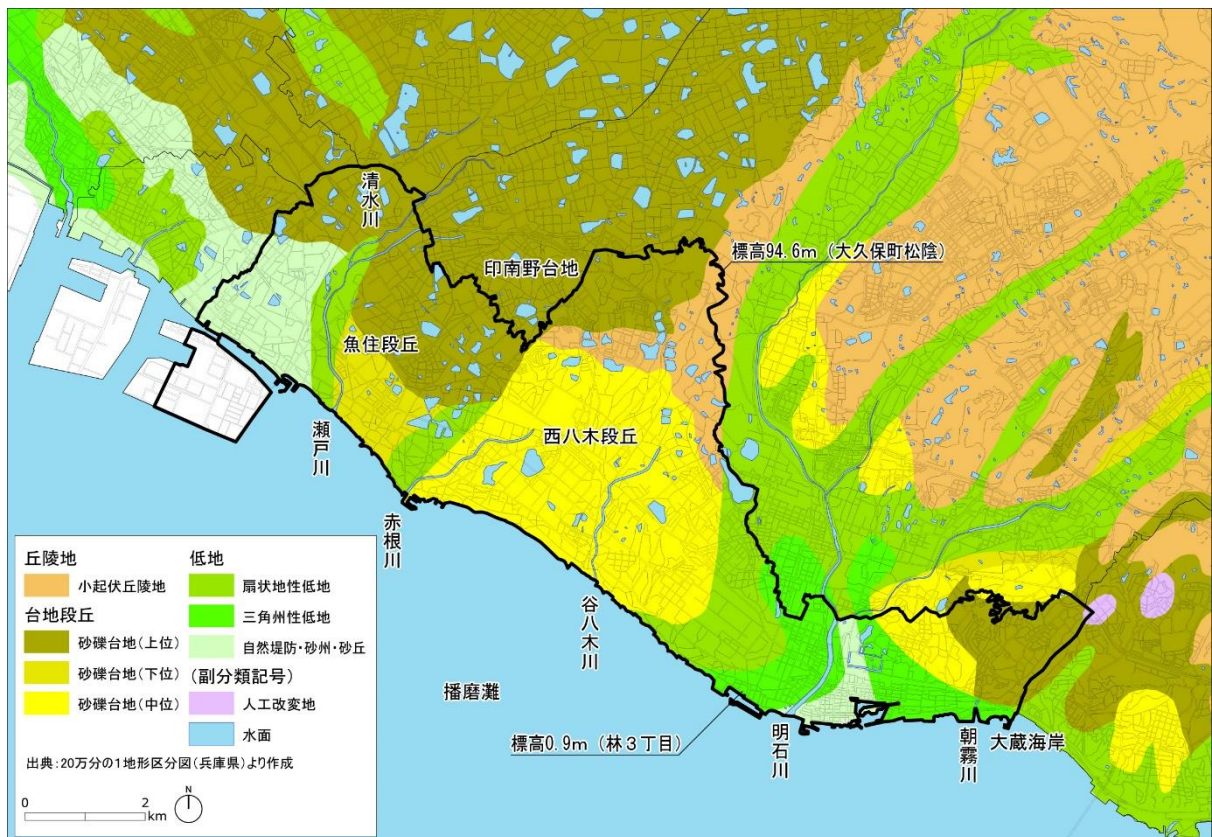


図 1 - 2 明石市周辺の地形区分

(20 万分の 1 土地分類基本調査、地形分類図(国土交通省)

(https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html)を加工して作成)

海底の地形についてみると、本市の沿岸は林崎漁港以西に遠浅が続いており、豊かな漁場が存在する。

瀬戸内海の潮汐は、外海に生じた潮汐が潮汐波となって、主に紀伊水道と豊後水道から瀬戸内海に入りし、内陸側に波及している。

干満の差により発生する激しい潮流によって、林崎漁港の沖合に水深 100m以上の断崖が形成されている。

一方、本市沿岸の海域には、砂地の浅瀬が広がっており、水深は5～30mで周囲の海（40m以深）から砂地が盛り上がっている浅瀬があり、「鹿ノ瀬」と呼ばれる。

「鹿ノ瀬」は、播磨灘北東部に位置し、明石川の西側から南西方向に伸び、東西約 20 km、南北約 5 kmの範囲で、潮位によってはさらに深浅が大きくなり、中大型船舶にとっては危険水域となる。

海底は砂質～砂礫質で、イカナゴやタイ、チヌ、スズキ、マダコなどの産卵や夏眠場になっており、瀬戸内海随一の「魚の宝庫」といわれる。

「鹿ノ瀬」は、林崎の雌鹿が浅瀬伝いに小豆島まで渡ったと伝えられることが、名前の由来となったとされる。

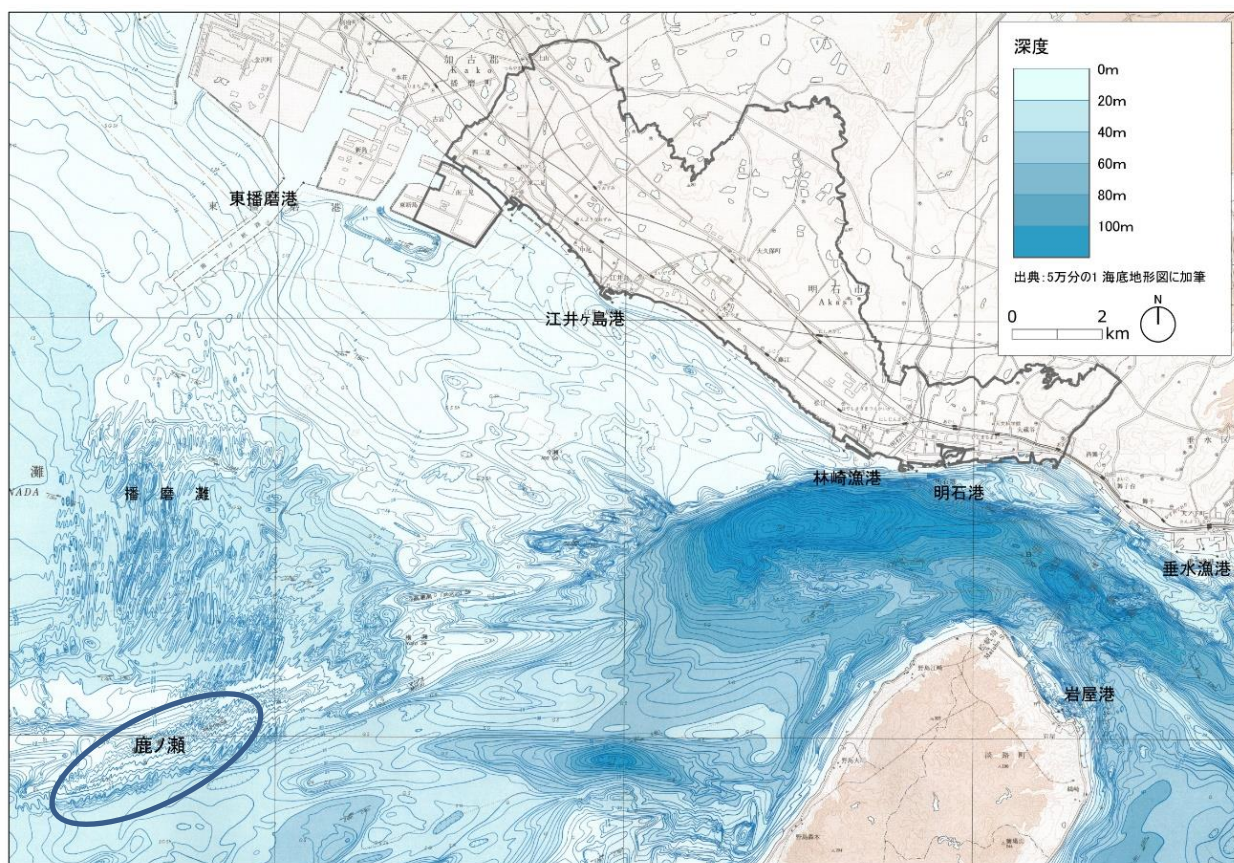


図 1 - 3 明石市沿岸の海底地形
(海上保安庁海底地形図)

(4) 地質※1

本市の地質をみると、多くは砂礫がち堆積物や砂、礫がち堆積物からなり、明石海岸では淡水性粘土層の上に屏風ヶ浦粘土層が載っている。

近畿地方の鮮新・更新世の代表的地層である大阪層群は、砂・礫層・粘土層などから構成され、粘土層は淡水成と海成からなる。大阪層群は、大阪・播磨平野や京都・奈良盆地周辺の丘陵地などに広範囲に分布し、各地域で異なる堆積環境が関与したと考えられる。

明石・播磨地域の第四紀層のうち、本市以北に広く分布する第四紀層は主として流紋岩類や砂岩・礫岩・泥岩などからなる第三紀神戸層群などを基盤として狭隘な地帯に堆積している。第四紀堆積盆地の周縁はこれらの基盤岩類の厚い円磨された礫層からなる。

本市とその周辺及び神戸市西部に広く分布する明石累層は、特に本市外の西及び東に広がる台地周縁の崖や海岸、段丘堆積物の端に露出し、高位段丘層やそれより新しい地層に不整合に覆われている。

明石累層は、古生層、花崗岩・流紋岩類及び中新世の神戸層群を基盤として、砂・礫層、粘土層などからなり、段丘堆積物に覆われている。また最上部には海成粘土層を挟むとされている。

全体の中・上部にシルト～粘土層が比較的発達する層準があるが、本市林崎町から大久保町付近の明石海岸に露出する地層は、この比較的細粒な層相の部分にあたる。この付近の明石累層は、下位より林崎粘土層、藤江層（谷八木砂礫層）、屏風ヶ浦粘土層からなり、これらはすべて淡水層である。林崎町から大久保町付近に分布する林崎粘土層及び屏風ヶ浦粘土層中には、それぞれ林崎火山灰層及び屏風ヶ浦火山灰層が挟まれている。これらの粘土層は瓦生産や陶器づくりにも活用されていた。なお、これらの粘土層からは、アカシズウ化石やメタセコイアの植物化石などが産出している。

※1：『明石地域の地質<地域地質研究報告 5万分の1地質図幅>』平成2（1990）年：地質調査所

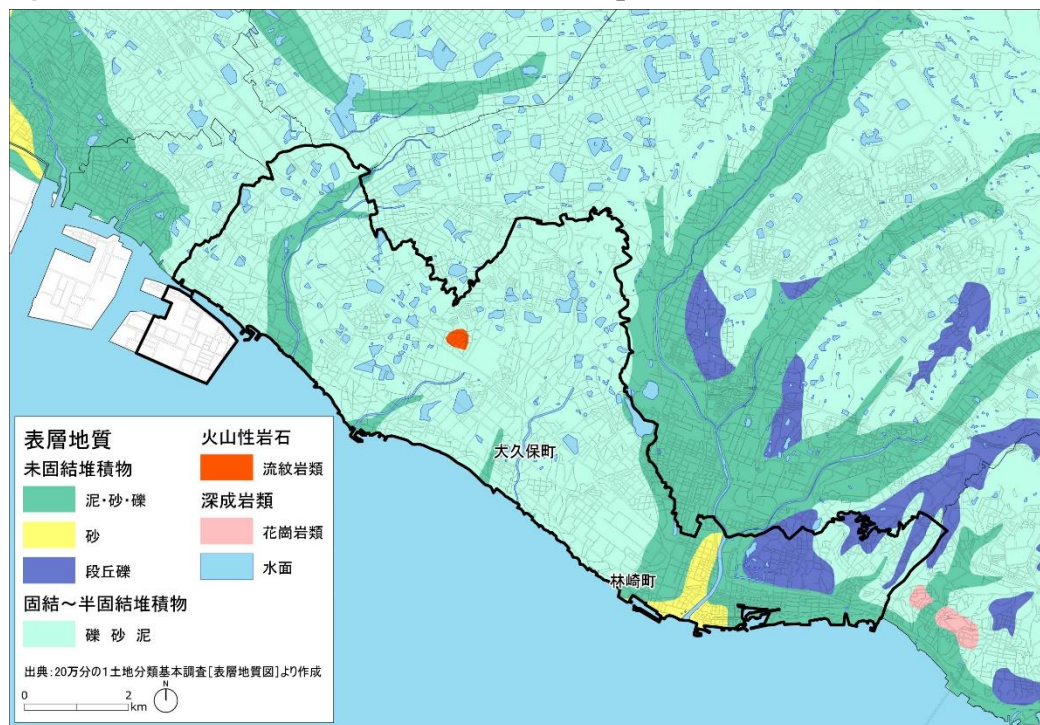


図1-4 明石市周辺の地質図

(20万分の1土地分類基本調査、表層地質図(国土交通省) (https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html)を加工して作成)

(5) 気象

本市は瀬戸内式気候に属し、年間を通じて降水量が少ない。平成31年/令和元(2019)年の年平均気温は16.5℃、最高気温が37.2℃(平成31/令和元年度)、最低気温がマイナス1.6℃(平成31/令和元年度)と比較的温暖である。

また、降水量については平年値1,073mm、日照時間は平年値2,075.5時間と、全国的に見ても雨が少なく、日照時間が長いのが特徴である。(測定地：二見町南二見)

本市の近年の大規模災害としては、平成7(1995)年1月17日に発生した兵庫県南部地震があげられる。同震災では多くの人的被害及び住宅被害もたらされた。

また、平成16(2004)年における一連の台風の襲来は市内の各地に浸水被害をもたらしたほか、市内で初の避難勧告発令、淡路地域などへの災害復旧支援などを経験した。

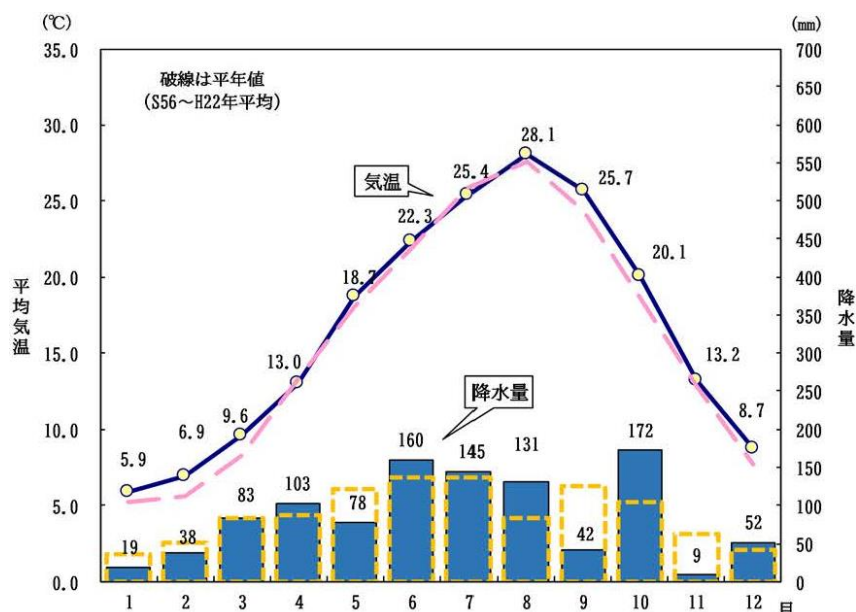


図1-5 平成31年/令和元年明石市の月平均気温・月間降水量
(明石市「明石市統計書 平成31/令和元年版」2019)

表1-1 明石市の気温

| 年次・月 | 平均気温 | | | 最高気温 | | 最低気温 | |
|-----------|------|------|------|------|-------|------|------|
| | 平均 | 日最高 | 日最低 | 極値 | 起日 | 極値 | 起日 |
| 平成31・令和元年 | 16.5 | 20.5 | 12.6 | 37.2 | 8月13日 | -1.6 | 1月1日 |
| 平成31年1月 | 5.9 | 9.9 | 1.9 | 13.0 | 5 | -1.6 | 1 |
| 2 | 6.9 | 10.5 | 3.3 | 14.3 | 4 | -0.5 | 18 |
| 3 | 9.6 | 13.7 | 5.4 | 18.5 | 21 | 1.0 | 9 |
| 4 | 13.0 | 17.2 | 8.8 | 24.3 | 22 | 1.8 | 2 |
| 令和元年5月 | 18.7 | 23.0 | 14.7 | 27.8 | 25 | 6.8 | 8 |
| 6 | 22.3 | 26.1 | 19.4 | 28.8 | 29 | 16.4 | 1 |
| 7 | 25.4 | 28.6 | 23.0 | 32.4 | 30 | 20.6 | 13 |
| 8 | 28.1 | 31.6 | 25.4 | 37.2 | 13 | 20.1 | 26 |
| 9 | 25.7 | 30.0 | 22.4 | 33.3 | 8 | 16.6 | 20 |
| 10 | 20.1 | 24.2 | 16.5 | 29.8 | 4 | 10.8 | 16 |
| 11 | 13.2 | 17.8 | 8.6 | 22.4 | 18 | 2.3 | 29 |
| 12 | 8.7 | 12.8 | 4.3 | 17.7 | 2 | 1.8 | 29 |

(明石市「明石市統計書 平成31/令和元年版」2019)

(6) 生態系

本市の自然環境は、二次林、ため池、河川、海辺に区分できる。

このうち、二次林についてみると、アベマキーコナラ群集が市域北東部に残り、また、市内各所には小規模ながら、常緑広葉樹林のカナメモチーコジイ群落が生息している。

「生物多様性あかし戦略」(平成 22 (2010) 年度) では、^{おおくぼちょうまつかげしんでん}大久保町松陰新田一帯、^{かながさき}金ヶ崎公園、明石公園を里山林(二次林)の拠点として位置づけている。また、年間を通じて降水量が少ない本市では古くから多くのため池が築造され、現在も 100 を超えるため池がある。これらの二次林、ため池群、河川、海岸・沿岸海域をまとまりのある自然の拠点として選定し、これらの拠点の生物多様性を保全・回復し、相互が結び付き生物多様性のつながりを構築することが重要としている。

神戸市西区や稲美町からつながる本市大久保地域、魚住地域、二見地域に点在するため池は自然度が高く、大久保町西島の^{えいしがしま}新池や大久保町江井島の皿池はオニバスなどの希少な湿地性植物が生育する水辺である。

海岸線のほとんどは人工海浜であるが、整備されてから年月が経ち、西明石地域、大久保地域、魚住地域、二見地域の海岸には、ハマゴウやコウボウシバなどの海浜植物が生育し、浅瀬では甲殻類のヤドカリやカニが生育して、鳥類のシギやチドリ類がカニを捕食している姿も見られる。

また、海中に生育するアマモやアオサなどの海草や海藻類は、多くの小型魚類や稚魚などのすみかや産卵場となり、海の基礎生産を担う重要な場所となっている。

さらに、ウミガメも松江から魚住にかけての砂浜で上陸・産卵が確認されている。

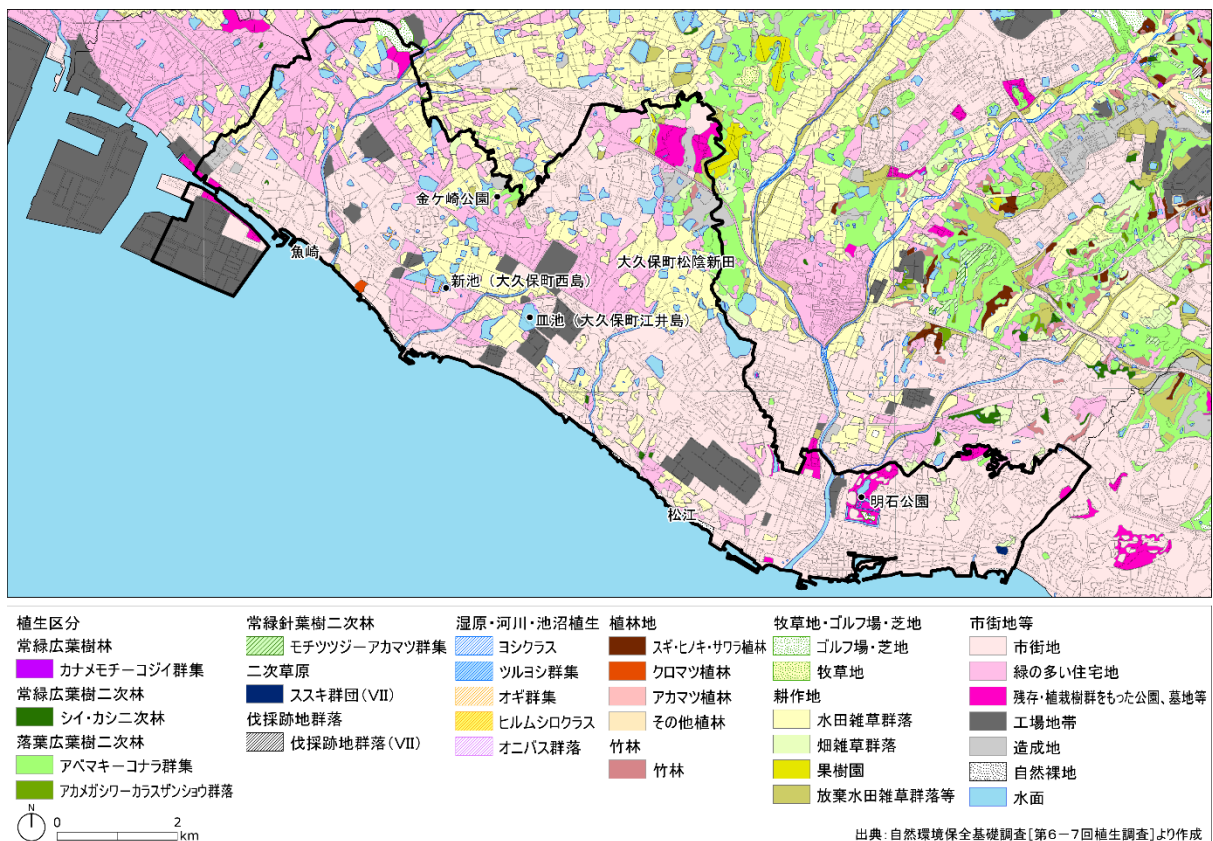


図 1-6 明石市の植生

(自然環境基礎調査(第6・7回植生調査)(環境省生物多様性センター)
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>)を加工して作成)

2. 社会的状況

(1) 人口動態

本市の総人口は、平成 25 (2013) 年から 9 年連続で増加しており、令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在の人口は 303,601 人である。年齢区別にみると、生産年齢人口 (15~64 歳) の人数・割合が逡減するとともに、老年人口 (65 歳以上) が逡増しており、全国的な傾向と比べると緩やかに高齢化が進んでいる。一方、年少人口 (14 歳以下) の人数・割合は、平成 27 (2015) 年から増加に転じている。さらに合計特殊出生率も増加傾向にあり、令和元 (2019) 年では 1.64 となっており、全国や兵庫県の平均を上回り、持続可能な人口構造の兆しがみられる。

しかし、本市のこれまでの人口動態や今後の政策の予測効果などを加味すると、総人口はゆるやかに減少に転じるものと考えられ、令和 12 (2030) 年の総人口は約 300,000 人程度^{※1}と推計している。

※1：あかし SDG s 推進計画 (明石市第 6 次長期総合計画) (令和 4 (2022) 年 3 月)

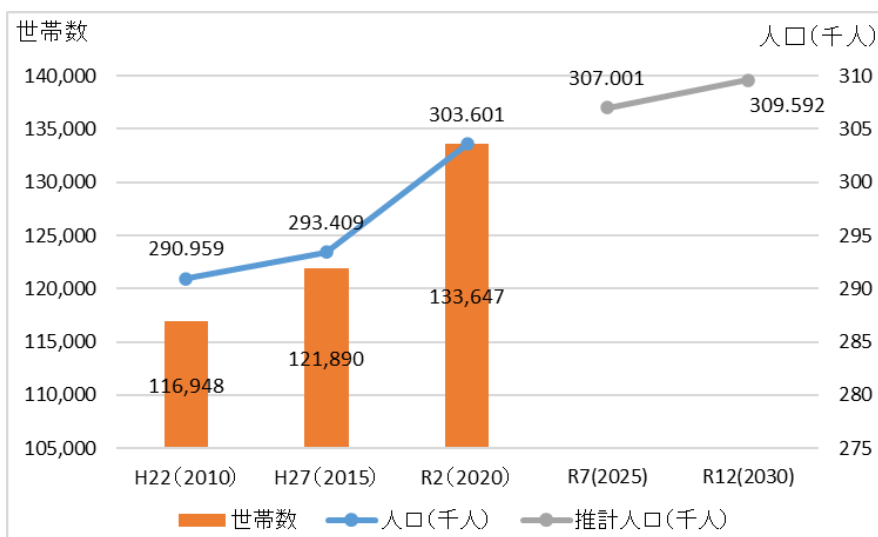


図 1-7 明石市の人口及び世帯数の推移と将来人口

(あかし SDG s 推進計画 (明石市第 6 次長期総合計画) (令和 4 (2022) 年 3 月))

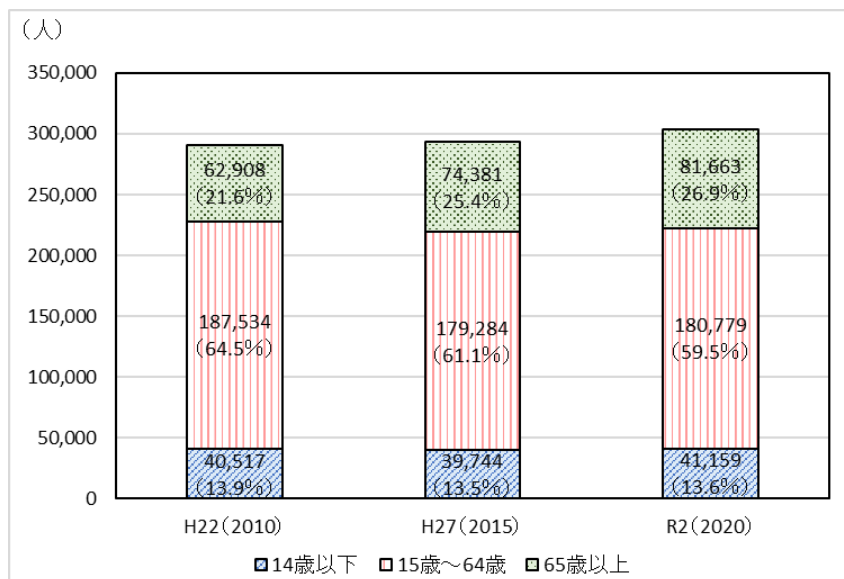


図 1-8 年齢 3 区分別推計人口

(あかし SDG s 推進計画 (明石市第 6 次長期総合計画) (令和 4 (2022) 年 3 月))

(2) 産業

本市の産業別就業人口の総数は平成 27 年国勢調査によると、その他分類を含む 127,816 人である。このうち、第一次産業が 1,380 人 (1.1%)、第二次産業が 32,750 人 (25.6%)、第三次産業が 87,453 人 (68.4%)、その他分類不能 6,233 人 (4.9%) と第三次産業が占める割合が高い。

① 第一次産業

第一次産業のなかで、漁業は本市の代表的な産業であるといえる。市域の東西 16 km にわたって瀬戸内海に接する沖合が日本有数の豊かな漁場であることから、古くから漁業が行われてきた。季節ごとに多様な魚が水揚げされるが、なかでもタイとタコは全国でも特に有名である。これは、海水の流れが速い明石海峡で育つ魚はよく運動し、エビやカニなどのエサを食べて育つので美味であるといわれている。また、冬にはノリの養殖が盛んに行われ、「平成 23 年海面漁業生産統計調査」では佐賀市、熊本市に次ぐ全国 3 位となる 17,960 トンの生産量を誇る。

農地面積は市域の約 8.8% であるものの、キャベツやブロッコリー、スイートコーンなどの野菜が栽培され、神戸や大阪などの大都市圏に出荷されている。また、魚住町清水付近で冬から春にかけて栽培されるイチゴは「清水のイチゴ」と呼ばれ有名である。

② 第二次産業

第二次産業のうち、地場産業としては、本市西部で地下水が豊富にわき出ることから、この水と近くで収穫される米を使った酒づくりが延宝 8 (1680) 年以前から江井島等で行われていたとされ、江戸時代から 300 年以上にわたって行われている。同じく酒づくりが盛んな神戸市の灘に対して「西灘」と呼ばれることもある。

本市では、地場産業以外にも明治時代以降、江戸時代の城下町で蓄積された経済力が基盤となって、漁船や船内のいけすに魚を生きたまま運ぶ生船なませんに関連する発動機や帆布の生産などを担う軽工業が発展し、大正時代には特徴的な企業が創業している。一方、昭和の初期からは市街地周辺部に川崎重工株式会社をはじめ重工業が立地するという軽工業と重工業という 2 つの流れがあったことが特徴的である。

高度経済成長期には、二見地域の人工島などの工場では電子部品などの製造業が立地し、兵庫県内では本市が 4 番目に第二次産業従事者や出荷額が多い都市となっている。

本市で生産されている工業製品としては、大型船のエンジン部品やショベルカー、バイク、重さを図る「はかり」、小型船舶などが特徴である。このうち、市内に本社を持つ企業のなかには、船舶用発動機関の製造から発展して大型機械の製造に特徴を持つ創業 100 年以上を超える企業もある。

③ 第三次産業

第三次産業についてみると、表 1 - 2 に示すように、事業所計が 1,365 か所で、就業者数は全体で 11,225 人である。

第三次産業のなかでも特に、「魚の棚商店街」は明石城下町からの歴史を持つといわれ、「市民の台所」であると共に市の代表的な観光地ともなっている。現在の「魚の棚商店街」の場所で商売が始まったのは約 400 年前のことといわれている。初代明石城主・小笠原忠政おがきわただまさが長野県松本から明石へ移封されたのが元和 3 (1617) 年で、その翌年から明石城築城を開始し、町の東部を商人と職人の地区、中央部を東魚町、西魚町など商業と港湾の地区、西部の樽屋町や材木町とその

海岸部には回船業者や船大工などと漁民が住む地区と町割りがされた。その東魚町、西魚町にあたるのが現在の「魚の棚商店街」の原型になる。「魚の棚」の名称は魚商人が大きな板を軒先にならずりと並べ、鮮度を保つために並べた魚に水を流していた様子からきている。本市では昔から「うおんたな」と呼ぶ。町ができた当時の東魚町では、鮮魚と練り製品の店が集められ、東魚町より西に位置する西魚町には塩干物の問屋と小売りが並んでいた。元文年間（1736～41）には東・西魚町で鮮魚店が56軒、塩干物店が50軒あったといわれる。大正3（1914）年、土の道であった商店街に石畳が敷かれた。魚を扱うため多量の水を使うことから、水はけの良い御影石が敷き詰められ、早朝から下駄を履いて歩く足音が響いていたという。しかし、昭和24（1949）年の明石駅前大火の後、駅前地区の区画整理事業に伴う整備の際に石畳は撤去されてアスファルト舗装に変わった。さらに昭和36（1961）年に、アーケードが造られた。昭和52（1977）年に藤江に公設卸売市場ができるまで、魚の棚の鮮魚店は仲買と小売りを兼ねていた。毎朝4時になると始まる威勢の良いセリが9時頃まで続き、その後は各店が小売りのための準備にかかる。午前中の小売り後、今度は明石港で水揚げされた昼網のセリが始まって、また活け魚が店頭に並んだ。これが「明石の昼網」と呼ばれた。各商店の家族はほとんどが店舗の2階に暮らし、従業員も住み込み、魚の棚商店街は生活空間でもあり、子どもたちの遊び場でもあった。

昭和62（1987）年には一代目のアーケードの老朽化が進み、現在のアーケードである二代目のアーケードへと改修され、明石市民の利用だけでなく、多くの観光客を迎える商店街として発展してきた。

表1-2 小売業の業態別事業所数、就業者数、年間商品販売額他

| | 業態分類 | 事業所数 | | 就業者数 | | 年間商品 販売額 万円 | その他の 収入額 万円 | 売場面積 ㎡ | |
|-----|---------------------------|-------|-----|------|--------|-------------------|-------------------|-----------|---------|
| | | 法人 | 個人 | 人 | 人 | | | | |
| 全市計 | 合計 | 1,365 | 771 | 594 | 11,225 | 10,925 | 17,279,085 | 550,854 | 227,147 |
| | 1. 百貨店 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 2. 総合スーパー | 2 | 2 | - | 567 | 567 | x | x | x |
| | 3. 専門スーパー | 64 | 61 | 3 | 2,822 | 2,778 | 4,809,482 | 17,474 | 86,100 |
| | うちホームセンター | 5 | 5 | - | 288 | 252 | 488,661 | 13,093 | 20,729 |
| | 4. コンビニエンスストア | 53 | 26 | 27 | 962 | 962 | 1,062,764 | 31,718 | 6,079 |
| | うち終日営業店 | 44 | 18 | 26 | 830 | 830 | 930,391 | 31,715 | 5,179 |
| | 5. 広義ドラッグストア | 32 | 28 | 4 | 488 | 464 | 962,056 | 283 | 17,352 |
| | うちドラッグストア | 26 | 24 | 2 | 379 | 355 | 752,081 | 283 | 12,598 |
| | 6. その他のスーパー | 61 | 39 | 22 | 396 | 381 | 395,140 | 19,404 | 7,824 |
| | うち各種商品取扱店 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 7. 専門店 | 849 | 463 | 386 | 4,296 | 4,128 | 5,805,699 | 373,146 | 49,753 |
| | 8. 家電大型専門店 | 4 | 4 | - | 118 | 109 | 347,064 | 29,784 | 6,171 |
| | 9. 中心店 | 266 | 128 | 138 | 1,430 | 1,397 | 2,138,965 | 77,395 | 28,283 |
| | 10. その他の小売店 | 2 | 1 | 1 | 11 | 11 | x | x | x |
| | うち各種商品取扱店 | 2 | 1 | 1 | 11 | 11 | x | x | x |
| | 11. 無店舗販売 | 32 | 19 | 13 | 135 | 128 | 446,695 | 1,569 | - |
| | うち通信・カタログ販売、 インターネット販売 | 12 | 9 | 3 | 41 | 41 | 85,193 | 919 | - |

(平成26(2014)年商業統計調査)

④観光

本市では、食のまち、海峡のまち、歴史のまち、時のまちの4つを観光の特徴としている。食のまちではタコ焼きの原型といわれる「明石焼（玉子焼）」や鮮魚を、海峡のまちでは明石海峡や海岸を、歴史のまちでは明石城跡などの歴史文化遺産を、時のまちでは東経135度日本標準時子午線上に立つ明石市立天文科学館などの施設や設備などの観光情報を発信している。

本市の観光客は、魚の棚商店街ほか、明石公園などへの訪問が多く、年間観光客数は、市全体で令和元（2019）年度は約591万人であったが、令和2（2020）年度はコロナ禍で約363万人となった。明石市立文化博物館の年間入館者数も令和元年度は約8万人であったが、令和2年度は約3.5万人に減少した。

(3) 土地利用

本市は、市域全体が阪神都市圏との強い関わりを持ち、市街地が連坦している。

明治時代には、図1-10や図1-11に示すように、明石周辺、大蔵谷周辺、大窪周辺の町並み、林、江井島、魚住、東二見、西二見などの漁村集落以外の地域は農地が広がっていた。

現在、本市西部の二見臨海工業団地をはじめとして、JR山陽本線及び山陽新幹線の西明石駅南側やJR山陽本線の大久保駅南北に比較的大規模な工場が立地している。商業地はJR山陽本線及び山陽電鉄明石駅周辺のほか、国道2号沿道などに分散して立地している。また、都市的土地利用が進み、あわせて神戸・大阪方面への通勤圏内としての利便性の高さなどから市域の広範囲に住宅地が広がっている。

中心市街地においては、大型商業施設の退店などが続いたが、平成22(2010)年に策定された明石市中心市街地活性化基本計画ならびに第2期中心市街地活性化基本計画に基づき、再開発事業などが進められたところである。郊外部については依然として住宅地としての土地利用ニーズが高く、鉄道駅周辺の高層共同住宅に代わり、戸建専用住宅地の土地利用が伸展している。

市の中部及び西部においては、田や畑などの農用地が点在し、総面積は約490ha^{*1}である。

また、農地に隣接して河川地及び湖沼(ため池)が立地している。ため池の総数は103か所で、農業用ため池で最も大きい皿池や大池、17号池、新池などの大規模なため池の他、オクワハン行事が行われる新池や行基が亡くなった人を弔うために造ったとされる香盤池^{こうばんいけ}など謂れのある池もある。

市の北部においては、大久保町松陰新田地区を中心に山林が占め、総面積は約116ha^{*1}である。

農地の転用は近年増加傾向にあり、主に住宅用地に転用されている。また、工場地帯が減少し、住宅地が増加する傾向も見られる。

※1「平成31/令和元年度明石市統計書」による

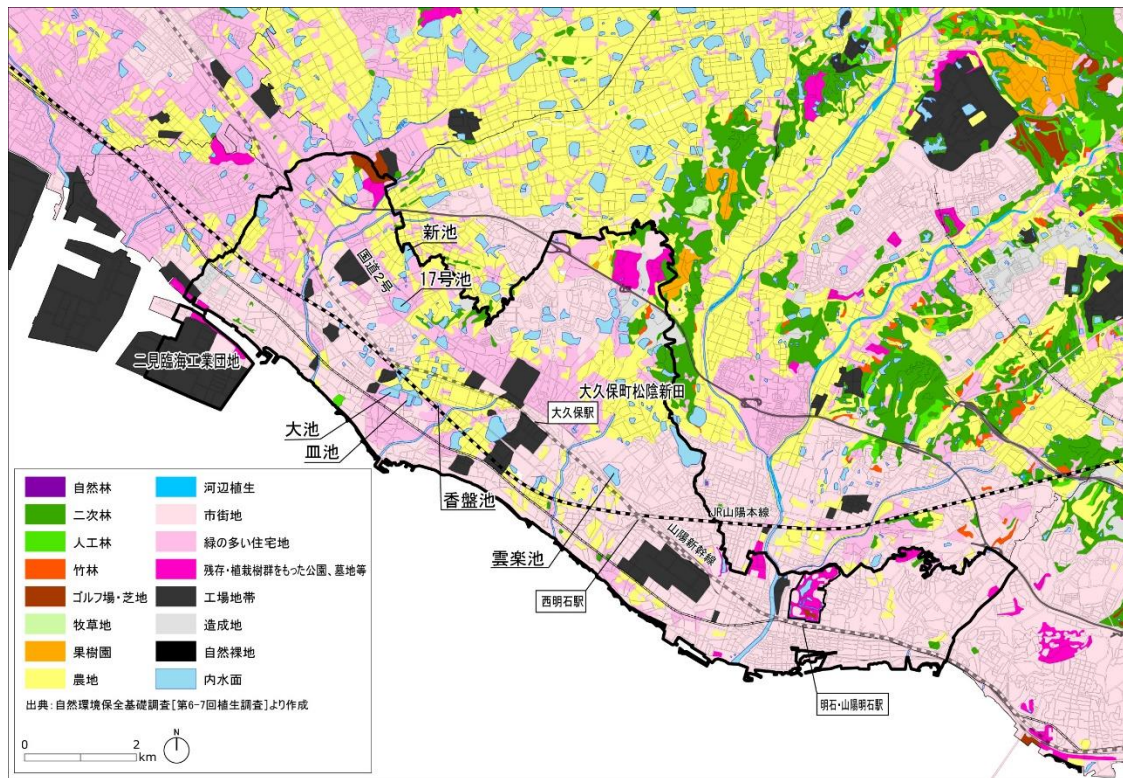


図1-9 明石市の土地利用

(自然環境基礎調査(第6・7回植生調査)(環境省生物多様性センター)(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>)を加工して作成)

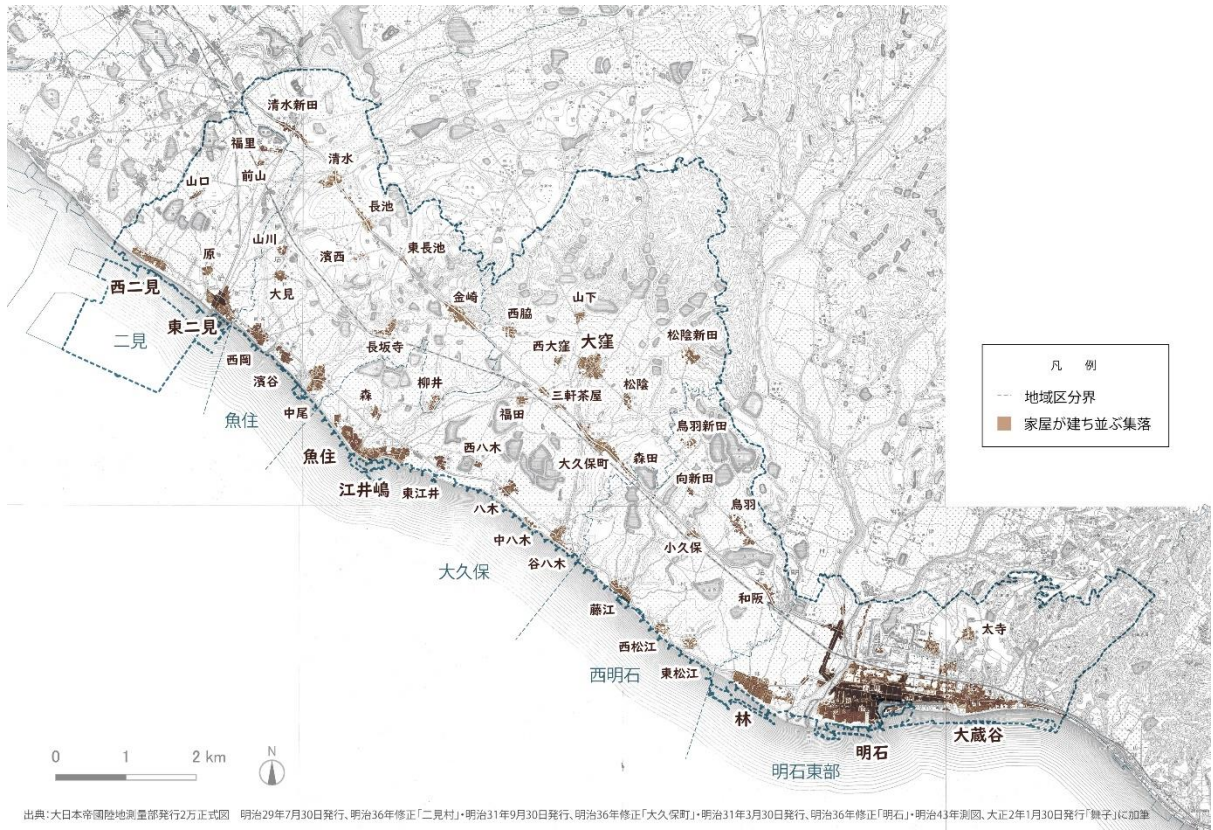


図1-10 明石市全域の明治時代の土地利用(大正元(1912)年発行)

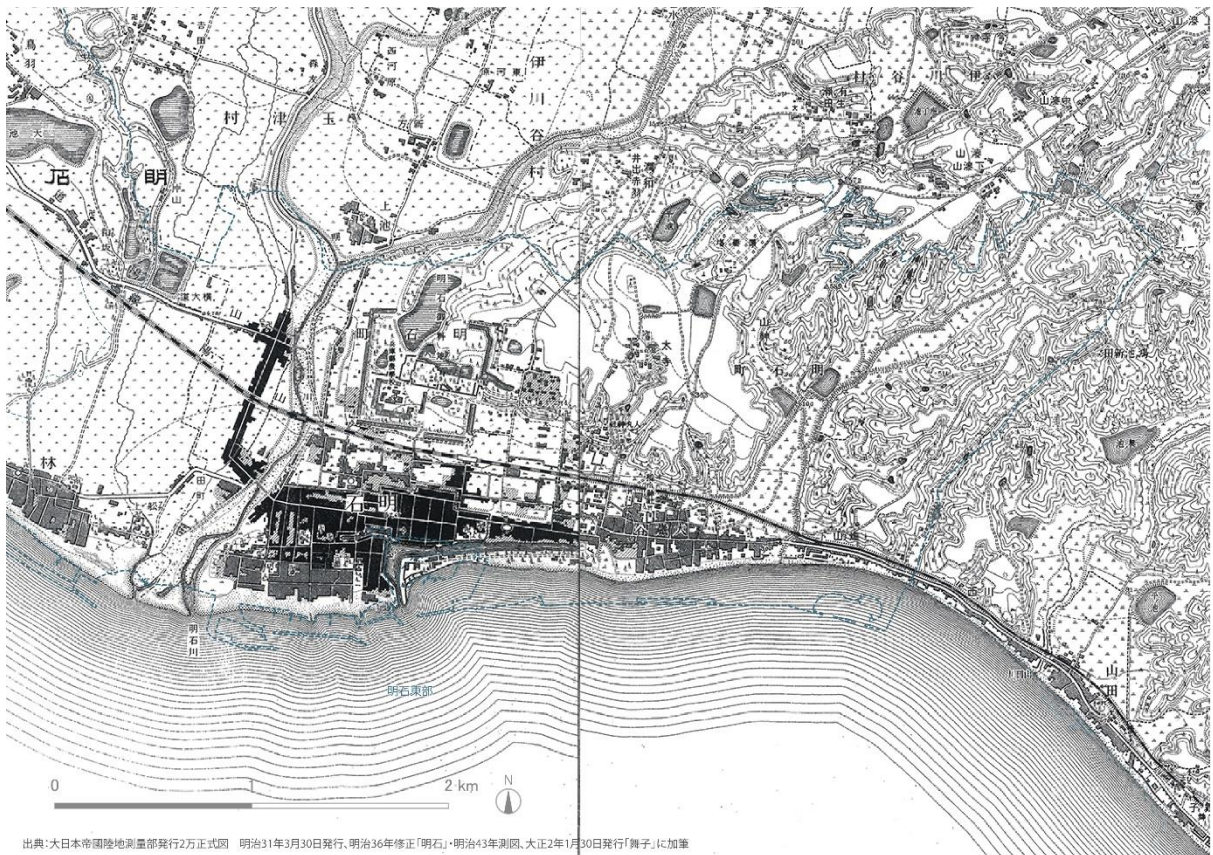


図1-11 明石城下ならびに大蔵谷周辺の明治時代の土地利用(明治43(1910)年発行)

(4) 交通

本市は、神戸や大阪などのベッドタウンとして、鉄道駅を中心に商業・業務地と周辺の住宅地で構成される密度の高い市街地が形成されている。

古くから交通の要衝として発展し、現在ではJR山陽本線と山陽電鉄のほか、山陽新幹線の停車駅が西明石に立地するなど、公共交通機関が充実し、大都市へのアクセス性が非常に高い。JR山陽本線の新快速で大阪駅から約40分、山陽新幹線の利用によって、東京から約3時間30分、博多から約2時間30分で本市に到達できる。

第二神明道路、国道2号、国道250号、県道明石高砂線など東西に走る道路とともに、兵庫県内陸部と結ぶ広域南北道路も順次整備されている。さらに、明石海峡大橋の開通により、人の流れや物流の変化も見られるが、現在も航路により対岸の淡路島とも結ばれている。また、兵庫県の管理による大規模自転車道として県道姫路明石自転車道路が、姫路市の市川橋東詰から高砂市、加古川市、播磨町を通り、本市の瀬戸内海沿いの海岸を経て大観橋西詰まで整備されている。

明石市総合交通計画では人口減少・高齢化や自動車依存の進展、公共交通利用者の減少への対応、近隣市町や南北地域間の連携強化などを課題と位置づけている。主要プロジェクトとして、中心市街地活性化の推進、交通結節点の整備、バス路線網の再編、交通安全対策の充実などを進めている。

なお、同計画に基づき、明石駅付近では、国道2号明石駅前交差点改良や、明石駅前広場再整備、国道2号立体横断歩行者道路整備、中心市街地地区道路整備などを実施している。

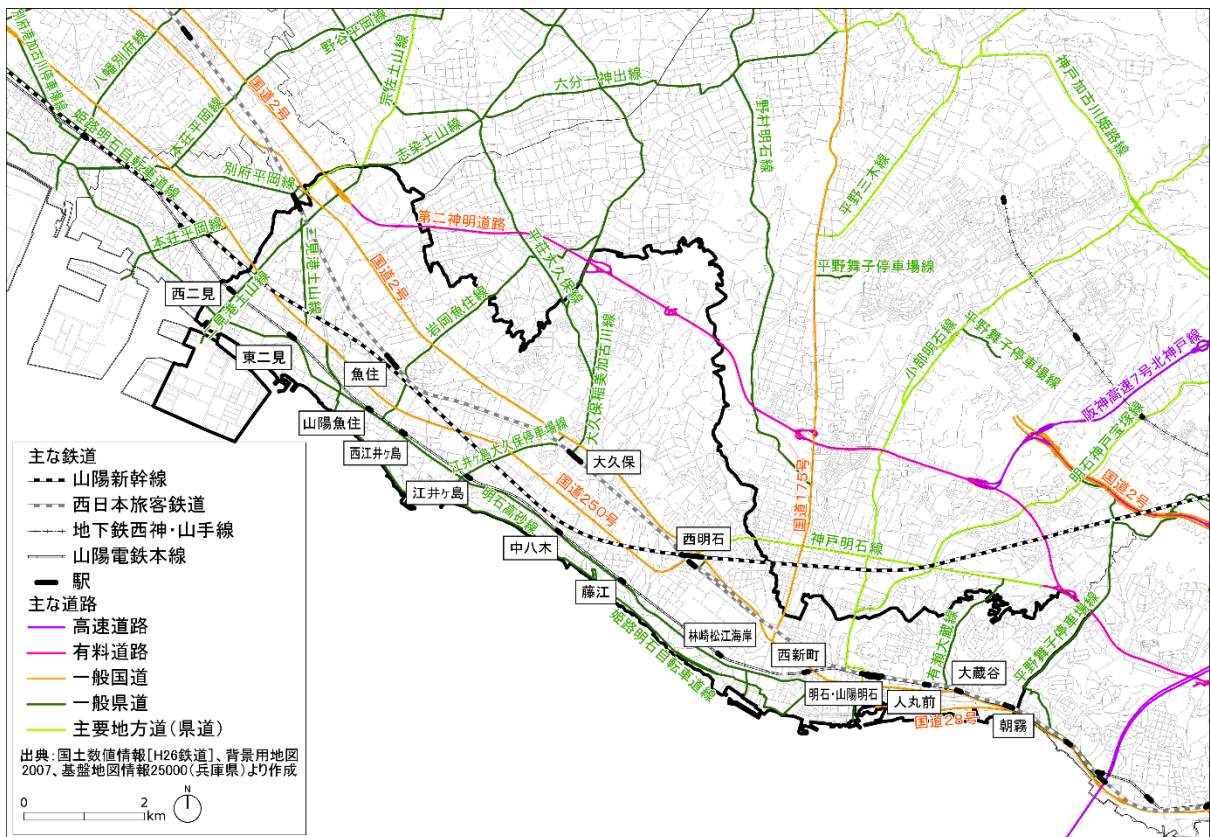


図1-12 明石市の主な交通網

(国土数値情報(鉄道データ)(国土交通省)(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gmlold/datalist/gmlold_KsjTmplt-N02.html)
 及び基盤地図情報(兵庫県)(国土地理院)(<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>)を加工して作成)

(5) 景観

本市の景観は、海岸線や田園・ため池などから形成される「自然景観」、伝統的まちなみや伝統的建造物から形成される「歴史景観」、住宅地、商業地、工業地などから形成される「市街地景観」に大別される。また、地域の生活を反映した「生活景観」を加えると、明石の景観は4つの景観類型で構成される。

自然景観は、大阪湾から播磨灘にかけて残された数少ない砂浜を持つ松江や藤江の海岸線及び、中部や西部に広がる田園やその中に点在する17号池などの多くのため池、明石川や谷八木川などの河川、金ヶ崎公園の緑地などで構成される。

歴史景観としては、明石城跡や織田家長屋門、西国街道や浜街道沿いの古くからの町並み、酒処である明石を象徴する酒蔵、市民の文化活動の殿堂である中崎公会堂や漁業と深い関連のある住吉神社など、古くからの建造物などで構成される。

一方、市街地景観としては、松が丘や太寺、高丘などの住宅地、明石駅周辺に代表される商業地、西明石や二見に見られる工業地などで構成される。

自然景観、歴史景観、市街地景観が織りなす明石の景観の特性として、次の諸点があげられる。

明石の景観の魅力のひとつとして、美しい海岸線とそこから望む明石海峡の大景観・眺望景観、時間と共に変化する夕陽の景観などが特筆される。

また、明石は「魚のまち」としての景観をつくりあげている。優良な漁場である明石海峡は、古くから漁業が盛んに行われ、明石を「魚のまち」として成長させた。魚の棚商店街の活気ある風景や昼網のせりの様子、漁港の船溜り、干しダコの風景は、明石の生業を物語る景観である。

さらに、城下町明石の名残をとどめる明石城跡や織田家長屋門のほか、東の灘に対して西灘と並び称される酒処・明石を象徴する酒蔵などは、「歴史のまち」の景観を伝えている。

また、住宅地にある趣のある小径やそこにたたずむ祠や碑など、暮らしに溶け込んだ本市ならではの景観が存在している。

このように、「明石らしい景観」は、地形や生業、歴史や暮らしなど、本市の地域特性から創出されたものであるといえる。

明石市都市景観形成基本計画では、本市の都市景観の現状と成り立ちを踏まえて景観まちづくりの目標として、「自然にやさしい景観形成」、「歴史をつなぐ景観形成」、「市街地がうるおう景観形成」、「生活に溶け込む景観形成」の4つを掲げ、右図に示すように、大景観、中景観、小景観のゾーン区分と主要な道路軸や河川軸、シンボルポイントやまちかどポイント、歴史ポイントや憩いのポイントにより、今後の景観形成を進めていくものとしている。また、市域外ではあるが、明石海峡大橋や淡路島、播磨なども明石の景観を成しているとしている。

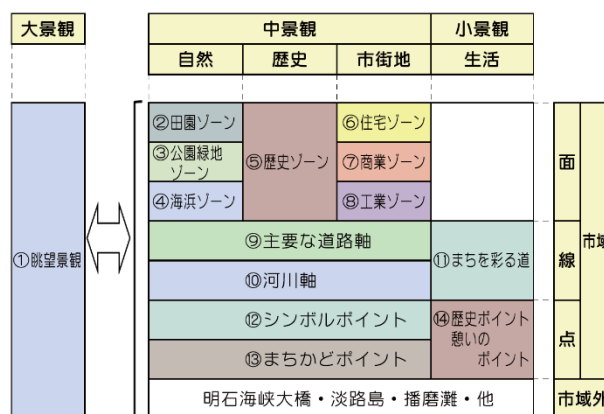


図1-13 明石市の景観類型の設定
(明石市「明石市都市景観形成基本計画」
平成22(2010)年)

(6) 法的規制や法的な位置づけ

①都市計画法

本市では昭和46(1971)年3月に市街化区域及び市街化調整区域の最初の決定がなされ、おおよそ5年ごとに見直しが行われ、現在に至っている。令和2(2020)年の統計によると、市域4,942haのうち、市街化区域は3,889ha、78.7%を占め、市街化調整区域は1,053ha、21.3%である。また、用途地域別にみると住居系用途が70%を超え、そのうち第一種住居地域が29%と最も多い。明石市都市計画マスタープラン(平成23(2011)年3月)では、市街化区域は活力ある商業地と工業地、住みよい住宅地づくりを目指し、市街化調整区域では、農地やため池を緑空間として保全し、集落地を自然と調和した暮らしの場として環境保全に努めるとしている。

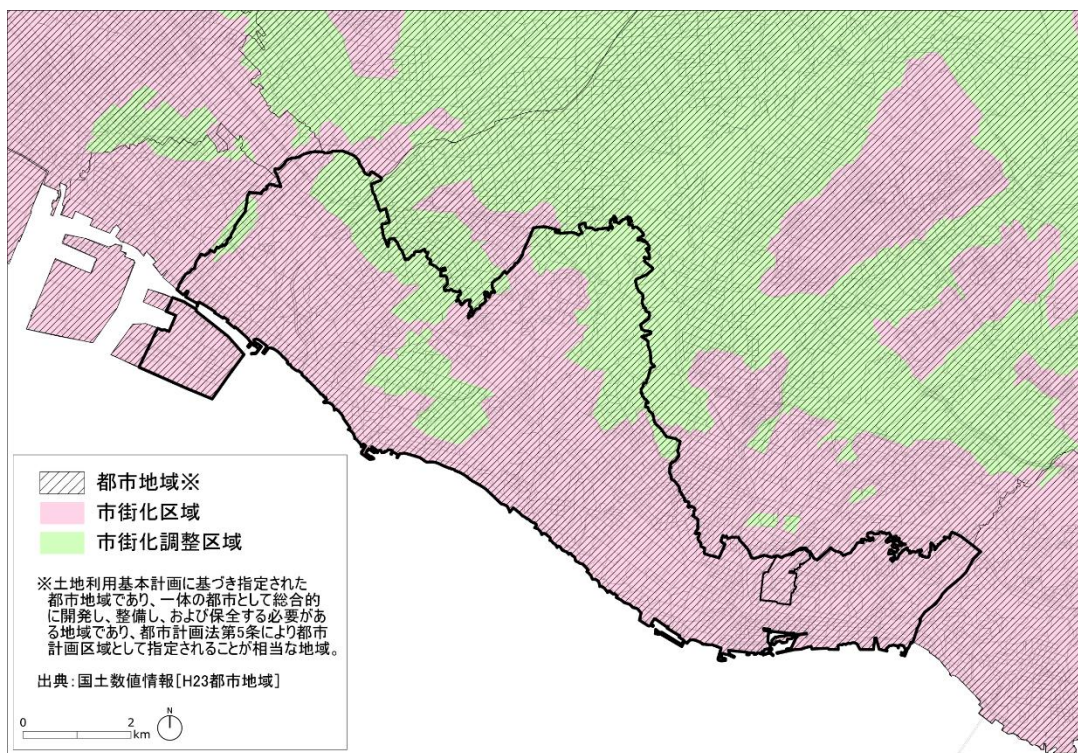


図1-14 明石市の市街化区域と市街化調整区域

(国土数値情報(都市地域データ)(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>)を加工して作成)

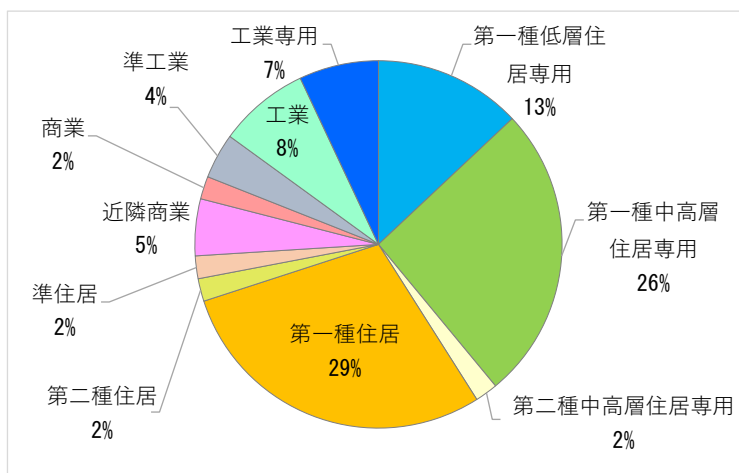


図1-15 市街化区域内の用途地域の割合

②農業振興地域の整備に関する法律等

本市では、市域境界の北部と中部の魚住地区に農用区域が設定されている。また、農用区域を取り囲むように農業振興地域が設定されている。農用地 709ha のうち、市街化区域内農地は 315ha (44.4%) で、市街化調整区域内の農地が 394ha (55.6%) である。また、農業振興地域に 852ha が指定されている。このうち、農用地が 394ha (55.6%) であり、農業振興地域内の農用地が 200ha (28.2%)、農振白地地域が 194ha (27.4%) である。※¹

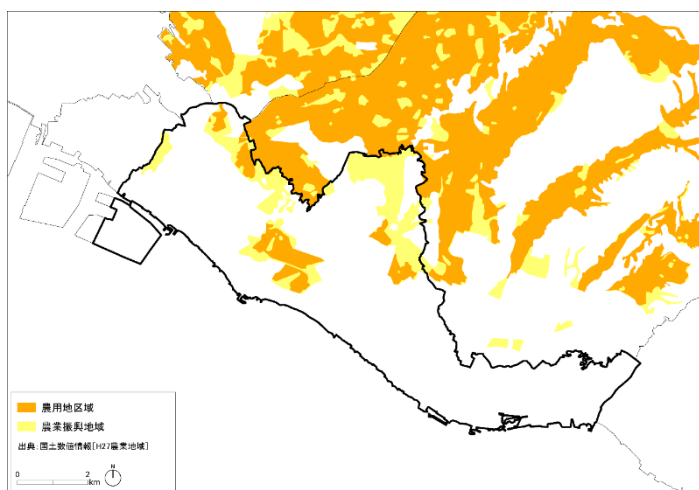


図 1-16 農用区域ならびに農業振興地域の指定

(国土数値情報(農業地域データ)(国土交通省))

(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>) を加工して作成)

しかし、平成 12 (2000) 年から平成 22 (2010) 年の 10 年間に宅地が約 103ha が増えるなど、農地の住宅用途への転用が増加し、農地は減少傾向にある。平成 30 (2018) 年 7 月時点の耕地面積は「平成 30 年作物統計調査/面積調査」によると田 414ha、畑 17ha である。「農林業経営体調査結果」によると、平成 27 (2015) 年現在で総農家数は 1,044 戸、そのうち販売農家が 499 戸、自給的農家が 545 戸である。農業就業者数は 761 人であるが都市型農業であることから兼業農家が 339 戸と多く、一農家あたりの耕地面積は小さい。

※¹：明石市農業基本計画(平成 24 (2012) 年 3 月：明石市)

③漁港漁場整備法

本市では林崎、松江、藤江、魚住の 4 つの漁港が整備されている。これらの漁港ならびに関連施設を中心に、稚魚の放流、マダコの増殖事業などを推進している。

一方、漁港周辺では、古くからの漁撈^{ぎよらう}集団と祭祀^{さいし}集団の一致を示す町割りや神社、伝統的な建築様式の民家などが継承されている。



図 1-17 漁港の位置

(国土数値情報(漁港データ)(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-C09.html>) を加工して作成)

④災害対策基本法・土砂災害防止法

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び明石市防災会議条例（昭和 38 年条例第 16 号）に基づき、明石市地域防災計画が策定され、地震災害や風水害から住民の生命、身体、財産を守るため、市及び防災関係機関がその全機能を発揮し、相互に協力して災害予防、応急対応に当たることが定められている。

平成 26（2014）年 2 月の兵庫県・南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーション結果によると、明石市の最高津波推移は 2.0m、最短到達時間は 115 分とされている。

明石駅や明石城跡を含む本市東部では、津波の警戒が必要とされる標高 3 m に満たない土地が J R 山陽本線高架橋南側一帯から明石駅の北東部にかけて広がっており、同地域には、光明寺の和鐘、旧波門崎燈籠堂などの文化財が立地している。

明石城跡を含む明石公園や小中学校が避難場所に位置付けられているが、明石公園も北部の一部を除いて液状化の危険性が高い区域にあたる。

また、土砂災害防止法に基づき兵庫県が指定した土砂災害警戒区域の要件（急傾斜地の勾配 30 度以上あるもの、急傾斜地の高さが 5m 以上あるもの）に該当する箇所として、令和 3（2021）年 3 月時点で 33 か所が急傾斜地として指定されている。

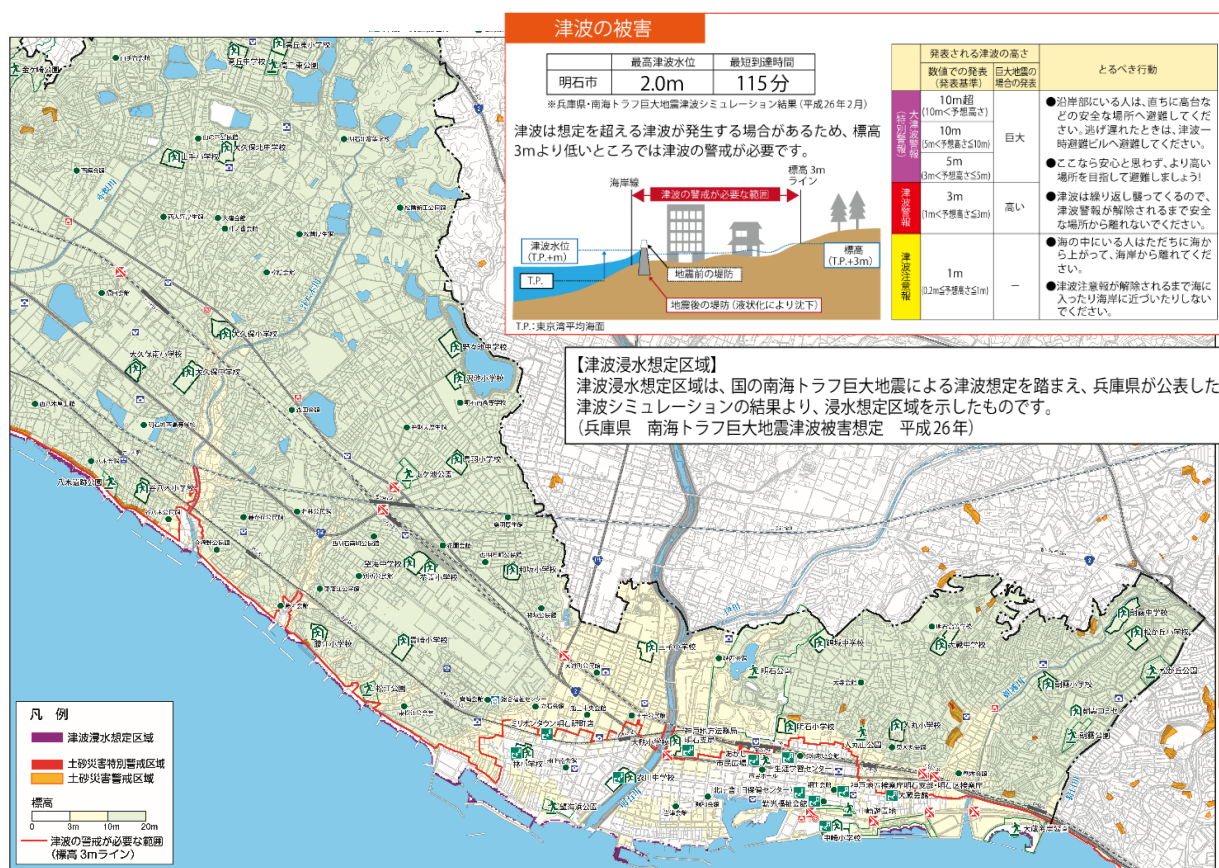


図 1-18 明石市大久保・西明石・明石の地震・津波に関する危険区域
(明石市「明石市地震災害ハザードマップ」令和元（2019）年 5 月改訂)

3. 歴史的背景

(1) 先史

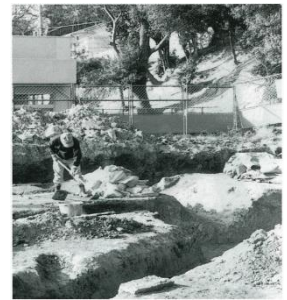
①旧石器時代

明石地域で、最も古い人の痕跡を残す可能性のある遺跡として、西八木遺跡と藤江川添遺跡がある。西八木遺跡は6,7万年前の地層から人が加工したと見られる木製品が出土しており、藤江川添遺跡からは手斧に類似する石器が見つっている。また、2万年前の後期旧石器時代の遺跡として、西脇遺跡や寺山遺跡があり、小高い丘陵の突端部で、ナイフ形石器を狩りの道具として用いる人々が暮らしていた。

②縄文時代

縄文時代前期には気候が温暖な時期があり、縄文海進と呼ばれる海水面が上昇する現象が起こった。最も上昇した際には現在の海水面よりも3mも高かったとされている。このため、本市では現在、明石城の櫓^{やぐら}がある台地の近くまで海が入り込んでいた。その後、海水面が下がるとともに、河川が運ぶ砂などによって徐々に埋められて陸地となり、当時の人々は海沿いの場所で漁撈^{ぎよろう}も行いながら小規模な集落を営んでいたと考えられている。

段丘崖^{だんきゅうが}に近い山下町では縄文時代後期初頭の中津式土器が、また、東仲ノ町では後期後葉の元住吉山I式の土器が見つかっており、この地域で暮らし始めた当初の人々の足跡を辿ることができる。また、藤江出ノ上遺跡^{ふじえかわぞえ}や藤江川添遺跡などでも縄文時代草創期から晩期にかけての土器が見つっている。



縄文土器が出土した山下町の発掘現場

(明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』平成13(2001)年)

③弥生時代

現在、明石市立文化博物館が立地する台地の縁辺部の上ノ丸遺跡からは、底部に靱跡の付いた弥生土器が出土しており、米がつくられていたことが検証される。

藤江川、谷八木川、赤根川などの河口付近からもこれまでに弥生土器が見つかっており、川の下流域の低湿地を利用して米づくりが行われていたと推定される。また、大明石町^{おおあかしちょう}や硯町^{すずりちょう}からは弥生時代前期から後期にかけての土器が発見されている。こうした土器が出土する地点は、自然堤防^{さた}や砂堆(小高い砂の丘)の上に比較的集中する。

弥生土器の中には、イイダコをとるための小型のタコ壺が見つっている。タコ壺はタコが穴に潜む習性を利用して捉える漁具で、この当時からすでにイイダコ壺漁が行われていたことがわかる。弥生時代のイイダコ壺はコップ形で、口縁部には紐を通すための穴があげられていた。



弥生時代のイイダコ壺検出状況

(明石市立文化博物館『01 特別企画 発掘された明石の歴史展～まちに眠る古代の姿～』平成13(2001)年)

④古墳時代

4世紀には地域の有力な豪族の墓である古墳が市内各地で造られるようになる。市内で最古の古墳としては、魚住町にある幣塚古墳がある。4世紀末の古墳で、ここからは神戸市の五色塚古墳の埴輪と同じ工人の手によるとされる埴輪が見つかっている。古墳時代後期の古墳としては、魚住町寺山古墳や藤江カゲユ池古墳などがある。寺山古墳は市内唯一の横穴式石室をもつ古墳で、石室内から鳳凰文の銀象嵌が施された刀装具などが見つかり、朝鮮半島とも関わりをもった人物が葬られていたと考えられている。さらにその近くに存在する赤根川金ヶ崎窯は6世紀前半の須恵器窯で、ここからも朝鮮半島と深いつながりをもつ角杯形土器が見つかっている。この窯は、その後、本市で活発化する窯業生産の開始時期を示すものである。

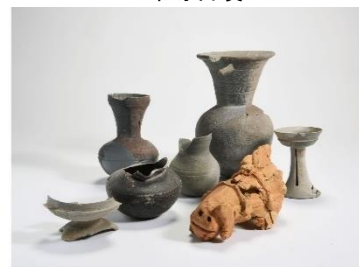
なお、『古事記』には後の仁賢天皇、顕宗天皇となる、億計王、弘計王の2人の王子が播磨国明石郡に身を潜めていたことが記されており、明石市内にはその伝承にちなんだ王子神社（宗賢神社）が各所にある。

東仲ノ町の発掘調査では古墳時代後期の墓が見つかっている。一辺が約11mで周囲に溝をめぐらした方墳で、溝の中から丸木舟を利用した木棺が出土した。この木棺は、長さ4m、幅約55cmで、舟の底部分を棺に利用し、側板や仕切り板などを入れ、蓋には舟の部材を用いている。

東仲ノ町で発掘された丸木舟を利用した木棺に葬られた人物は、眼前の明石海峡で活躍した人物であった可能性が高いと考えられる。



幣塚古墳



寺山古墳出土品

(明石市『発掘された明石の至宝』
令和元(2019)年)

(2) 古代

①奈良時代

奈良時代には、人の移動、物の輸送のために全国に七道が位置付けられたが、そのうち本市では、大宰府と都を結ぶ街道である古代山陽道が東西を貫き、駅家が置かれたことが特徴である。

古代山陽道は、二見町福里において発掘調査から確認されている。古代山陽道は道幅が10m以上あり、沿道には約30里(16km)間隔で瓦葺の駅家が設けられていた。市内には、明石駅家と邑美駅家の2つが存在していたとされる。そのうち明石駅家の所在地については諸説あり、不明である。一方の邑美駅家は、魚住町の長坂寺遺跡にあたることで発掘調査の結果判明している。

また、東仲ノ町の調査では東西方向にのびる道の遺構も見つかっている。律令時代に敷かれ、都と大宰府とを結ぶ主要な道であった古代山陽道のうち、須磨から明石までのルートについては諸説があり、一般的には崖が海に迫った海岸沿いの狭い



古代山陽道跡(福里)

道を避け、須磨から白川峠を経て伊川谷方面へ入り、本市の北側へ出たという説が有力視されていた。しかし、大蔵中町遺跡^{おおくらなかつまち}で駅家に多く使われる播磨国府系瓦が見つかったことにより、周辺に駅家の存在が推定でき、海沿いのルートを通っていた可能性が高くなった。

仏教文化が伝わり各地で寺がつけられていた時代の市内の最古の寺院として太寺廃寺^{たいでら}がある。

古代の人々にとっては本市が畿内と畿外との境界にあたることから、ものやひとの往来が活発であり、ここを通る際によく歌の題材としてとりあげられた。万葉集の歌人である柿本人麻呂や山部赤人は西方に旅立つ際に本市を通り、「明石大門」や「藤江の浦」を題材にした歌を詠んでいる。

②平安時代

平安時代の本市は、古代山陽道の往来、沿岸域における寺院の建設、背後の寺領、神領での稲作・畑作が行われていた。

平安時代に入ると、最澄が天台宗を、空海が真言宗を開いた。本市においても弘仁2(811)年、空海が赤松山(現在の明石城址)に湖南山楊柳寺^{こなんさんようりゅうじ}を建立したと『月照寺縁起』^{げつしょうじえんぎ}に記載されている。また、延長5(922)年に『延喜格式』^{えんぎかくしき}ができ、これによると明石郡の式内社は大3座、小6座が確認されている。

海の航行についてみると、奈良時代に行基が魚住の泊を播磨・摂津間の標準泊所の一つに設定した(摂播五泊※1)が、以来100年ほど経て荒廃していた泊が、天長9(832)年になって修築され、瀬戸内海を航行する人々も増えてきた。そのなかで、明石と淡路島との往還の最初の記述は『続日本紀』に見られ、承和12(845)年に淡路島の石屋浜と明石浜との間にはじめて船と渡し守がおかれたと記載されている。

また、寛弘元(1004)年頃、紫式部による『源氏物語』「明石の巻」は本市を背景にして描かれたとされ、無量光寺のそばの蔦の細道、善楽寺、朝顔光明寺などはそのゆかりの地とされる。このほか、『大鏡』には菅原道真が明石の駅家に立ち寄って漢詩を駅長に与えたことが記されている。さらに、源平合戦の戦いの跡を伝える忠度塚、腕塚、馬塚、両馬川の碑が残されている。

平安時代の末には、林崎三本松窯で焼かれた瓦が多量に平安京の寺院や離宮に運ばれた。その背景には、受領国司などが自らの地位の安泰や新たな官職を得るために寺院などの造営に積極的に関与したことがあげられる。



図1-19 古代明石郡ならびに周辺国の様子

※1：五泊とは、たつの市御津町室生泊、姫路市の形町福泊、神戸市兵庫区大輪田泊、尼崎市神崎町河尻泊に加え、明石市魚住泊を指す。

(3) 中世

①鎌倉時代

鎌倉時代に入ると、市内で掘立柱の建物などが確認されている。出土遺物では、片口鉢や甕など日常雑器として用いた須恵器がある。これらは本市魚住の中尾川流域と赤根川流域で盛んに焼かれていたものである。魚住焼と呼ばれるこれらの焼き物は、東は関東から西は九州まで広く流通しており、13世紀には西日本最大の須恵器の生産地となった。



魚住焼（魚住古窯跡群）
（明石市『明石の古代Ⅱ』
平成26（2014）年）

また、この時期に中国から入ってきたと思われる白磁や青磁などの碗、皿、壺類も遺跡から出土している。

②室町時代

室町時代の地層からは本市藤江産と考えられる羽釜や土鍋などが数多く見つかっており、14世紀から15世紀にかけ、この周辺は土器の生産地であったと考えられる。

明徳4（1393）年には大久保町西脇に西大寺末寺の報恩寺が建てられたことが発掘調査によって明らかになった。寺の造営には大和の瓦大工 橋吉重が幼名彦次郎として関わった。

室町時代には播磨は赤松氏の支配下におかれていたが、嘉吉元（1441）年に明石周辺で赤松氏と室町幕府軍が戦う嘉吉の乱があった。乱の後、山名持豊は播磨に攻め入り、『建内記』には守護代垣屋某を入部させたことが記されている。

本市の中世城郭としては、魚住城、船上城があげられる。これらの城郭からは、堀跡や井戸跡などの遺構や輸入陶器、瓦などの遺物が見つかっている。



図1-20 中世 明石郡の様子

(4) 近世

①安土桃山時代

織田信長と羽柴秀吉（後の豊臣秀吉）が中央政權を握っていた安土桃山時代の本市では、秀吉に関わる史料がみられる。天正9（1581）年には秀吉が林神社に参詣したこと（『林神社伝記』）、秀吉が人丸社に新開田地30石を寄進したこと（『月照寺文書』）、秀吉が信長に歳暮として明石の干鯛1,000匹、くも蛸3,000匹を贈答したこと（『太閤記』）などの記載があり、このなかでも、明石のタイとタコが古くから貢物として重宝されていたことが推測される。

また、天正13（1585）年には秀吉は高山右近を高槻から明石に転封させたため、領民の多くが切支丹になったとの記載が『高山右近太夫長房伝・契利斯督記』にある。

右近は枝吉城（神戸市西区枝吉）に入り、本格的に船上城の築城に着手した。天正14（1586）年には神父ガスパル・コエリヨが秀吉に面会のため長崎から大坂に向かう途中で明石に立ち寄り、右近や小西行長、黒田孝高などと共に神父を出迎えたとの資料が残されている（『フロイスの日本史』）。右近は約2年間、明石を治めたが、天正15（1587）年に秀吉が『天主教』を禁止したことにより、右近は追放された※1。現在も船上城の本丸跡と見られる高台や、かつての堀であった古城川などの水路、城下町特有の鍵形となった道などが残されている。

※1：『日本西教史・混石滴写・アントニオ・ブレネスチーノの未完書簡—高山右近の研究と資料』

②江戸時代

江戸時代になり、元和3（1617）年に小笠原忠政が大坂夏の陣の戦功により、明石10万石が与えられ、船上城に入った。翌年、忠政は將軍から新城造営を命ぜられると、戦略上の要地である現在の地を選び、元和5（1619）年に明石城が築かれたとされる。また、同時に城下の町割が行われた。忠政が入城の際には船上城下の民も明石城下に移ったとされる（『古事談第6・7本』）。この町割には劍豪として有名であった宮本武蔵が関与したと伝えられている。明石城には旧河道など低地部を利用して外堀が設けられ、

中堀に沿った小高い土地の上には上級武士の屋敷が多く建ち並んでいた。こうした上級武士の屋敷跡からは肥前の有田でつくられた薄手の高級な焼き物などが比較的多く発掘されている。各屋敷の境には溝がめぐらされ、屋敷の出入り口には門が設けられた。建物には礎石をもつものと掘立柱の2種類がある。また、井戸は各屋敷地内で見つかり、井戸枠には桶を積み重ねたものが多く認められる。現在も「山下町」や「鷹匠町」などの町名や通りの一部には城下町時代の面影が残っている。寛永8（1631）年に本丸御殿が焼失し、以降、三の丸西部の内堀に囲まれた一郭に居屋敷曲輪が整備され、藩主の居館となった。寛永10（1633）年に、松平康直が長野県松本から封ぜられ、寛永16（1639）年には大久保季任が、慶安2（1649）年には松平忠国が明石に入封、延宝7（1679）年には本多政利が、天和2（1682）年には松平直明が入封して、以降、明治維新まで松平家が明石藩の藩主となった。



屋敷境の溝跡（東仲ノ町）

（明石市立文化博物館『01 特別企画
発掘された明石の歴史展～まちに眠る
古代の姿～』平成13（2001）年）

江戸時代には幕府は各地で街道を整備したが、本市域では、大蔵谷と大久保、清水（長池）に宿場を設け、本陣、脇本陣、旅籠屋でにぎわった。また、西国街道など街道沿いには、今も街道道標が残されている。このほか、本市から西に向かう高砂道、太山寺に向かう太山寺道、明石川に沿って北上し、三木街道につながる鷹の道など、街道が発達した。



「左 大山寺道」 道標

一方、寛永16（1629）年に鳥羽部落の開拓にはじまり、その後、万治3（1660）年までの31年間に松陰新田、鳥羽新田など西北部の台地が開発された。新田開発には水が不可欠であるが、明暦3（1657）年には灌漑用水に恵まれない林崎地方に明石川から用水を引いて鳥羽の野々池に貯水する工事が始まり、翌年の万治元（1658）年4月に掘割溝が完成した。その後、鳥羽新田掘割や大久保掘割が完成し、寛文11（1671）年には太山寺川から水を引いて伊川谷掘割も建設された。



林崎掘割（掘割渠記碑）

海に目を向けると古くより、良好な漁場であった本市の村々では、漁場の利権を巡って、林村と東二見村の間で、天正の訴訟（1586年頃）や寛永18（1641）年、宝暦11（1761）年の訴訟など度重なる争いがあった。一方、江戸時代には、酒造業が盛んになり、天保13（1842）年頃には領内に61軒の酒造家があつて同業組合を組織し、酒蔵大行司が株仲間を統率していた。

また、播磨地方の産米は平安時代から播磨米と呼ばれ、灘の酒米に利用されるほか、他国のコメと比較して優秀品として富豪の飯米として賞美され、「天守米」と呼ばれた。明石城主であった小笠原忠政は産業の発達にも力を注ぎ、京都から陶工を招き戸田織部之助にその指導を受けさせて城内で陶器を焼かせたという。幕末から明治、大正時代にかけては、大蔵谷を中心に、「明石焼」と総称される碗や皿、鍋などの日常雑器を焼く窯があり、なかでも、荒尾窯・北條窯・上ノ丸窯は発掘調査によって、その場所が確認された。このうち、荒尾窯は大蔵八幡町にあり、連房式の登り窯で、碗・皿・鉢・壺・土鍋・土瓶などを焼いていた。また、北條窯は、樽屋町にあった窯で、日常雑器とともに、交趾焼とよばれる輸出用の壺や瓶なども作っていたことが確かめられている。

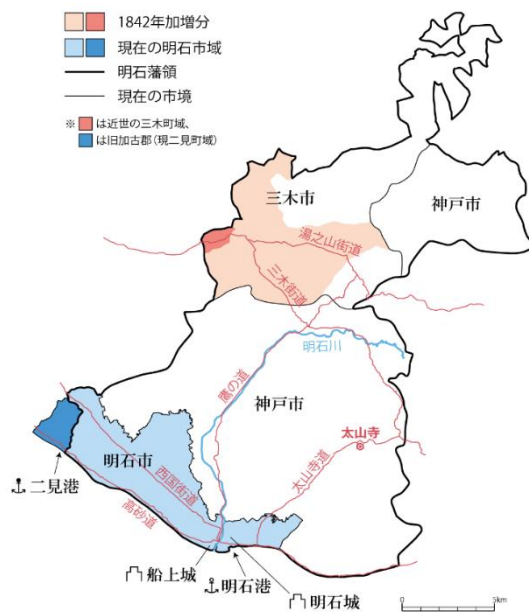


図1-21 近世 明石市及び周辺の様子

(5) 近代

①明治時代

明治4(1871)年、11月2日に姫路県が成立、同月9日に飾磨県と改称された。飾磨県は郡域が大区とされ、明石郡は第一大区となり、8つの小区がおかれた。その後、明治11(1878)年に大区、小区が廃止され、郡区一町村という区画が設定された。明石郡では市街地に明石郡役所がおかれ、重要な役割を担った。さらに明治地方政治制のもと、明治22(1889)年、明石町、林崎村、大久保村、魚住村、旧加古郡二見村が生まれた。この旧来の町村は大字や区と呼ばれ、地域運営の基礎を支える団体として現在まで重要な位置を担っている。

明石藩の中心であった明石城には、明治8(1875)年に公立伝習学校支校(のちの兵庫県明石師範学支校)が設けられた。さらに、明治14(1881)年頃に神戸区湊川神社の周辺に相生学校を建築することとなり、県は建築用材として明石城櫓の解体を始めて大きな騒動となった。その後、明石郡内の有志により、明石城址の貸下げが出願され、明治16(1883)年に公園開設の許可を得て、当初は民営とし、明治23(1890)年より郡立公園が誕生した。明治19(1886)年に明石神社が創建、明治29(1896)年には兵庫県立農学校(現 兵庫県立農業高等学校)が建設された。

明治31(1898)年、皇太子殿下(大正天皇)御用邸の候補地として挙げられたため、公園を廃して、御料地となった。その後、大正7(1918)年には、宮内省から本丸付近を借地して県立明石公園が誕生した。

一方、明治6(1873)年、太政官布告によりキリシタン禁制が解除され、明治11(1878)年に明石組合基督教会が創立、その後、明石自由メソジスト教会、明石人丸教会などが順次創設された。

明治政府は欧米の制度や技術、文化を積極的に取り入れようとしたが、そのひとつが日本標準時の導入である。明治19(1886)年には東経135度の子午線上の時間を中央標準時として決定した。しかし明石町(当時)を子午線が通過しているにも関わらず、町民がよく知らなかったことから、明治43(1910)年に明石郡の教員団が明石町内相生町(旧)と明石郡平野村黒田県道筋に標準時子午線標識を建設した。その後、東経135度子午線測定の結果を受けて、昭和3(1928)年、新しい子午線標示柱が人丸山月照寺本堂前に建てられた。

明治44年(1911)年8月11日には「明石郡公会堂(中崎公会堂)」の柿落しで夏目漱石が講演するなど、文化的な交流もみられた。

近代は、交通網も飛躍的に発達した。山陽鉄道は明治21(1888)年から運転を開始し、兵庫と明石間が開通したが、明治35(1902)年に鉄道敷設法が公布され、さらに明治39(1906)年に鉄道国有法が公布されたことにより山陽鉄道は政府に買収され、山陽本線として国有化された。明治39(1906)年には、神戸市羽坂



標準時子午線標識
(明治43(1910)年建立)
(明石市立天文科学館HP)

通3丁目と明石町ノ内大明石村間に電気鉄道敷設を計画し、兵庫電気軌道株式会社（現在の山陽電気鉄道本線のうち、山陽明石駅以東の区間を開業）が創立された。

また、明石と淡路島間の連絡船は明治21(1888)年に明石と岩屋間を一日5往復していたが、明治27(1894)年には東浦、西浦に連絡し、明治時代末期には大阪、兵庫行や西播磨行の航路が開かれた。現在は、本市と淡路市岩屋を結ぶ淡路ジェノバラインが運航している。

さらに、古代より瓦生産が行われていた本市では、「明石瓦」と呼ばれる瓦生産が盛んになり、明石瓦事業協同組合が発足した昭和20年代の最盛期には八木界限を中心に製造業者が75社あった。しかし、昭和40(1965)年頃、全国的な公害問題の高まりや、他産地との価格競争もあって、昭和60(1985)年には組合加盟社は8社まで減り、現在はすべて廃業している。

漁業に関しては、明治8(1875)年には鮮魚仲買商「林兼商店」の中部幾次郎なかべいくじろうが日本発の石油発動機付き鮮魚運搬船を建造し、その後、これを改造した船は「明石型生船」と呼ばれ、瀬戸内海だけでなく、朝鮮半島近海までその活動範囲を広げた。

②大正時代から戦前まで

明治時代の発展の経緯を経て、大正8(1919)年に明石市制が施行され、兵庫県下で4番目の市が誕生した。その後、昭和17(1942)年に林崎村と合併した。

市制の施行と共に、市立の女学校や市立明石中学校の創設、上水道の敷設、県の水産試験場が建設された。さらに昭和9(1934)年には国立蚕糸試験場明石支場（現在の明石運転免許試験場）が開場するなど近代産業の礎が築かれた。

また、上ノ丸太寺地区の耕地整理、大蔵谷の土地区画整理などの事業が進むほか、大正時代には船舶用発動機関の工場が創業、また昭和15(1940)年には、川崎航空機工業（現：川崎重工業株式会社）明石工場が立地した。しかし、第二次世界大戦下、昭和20(1945)年の第一次空襲から第六次の空襲を受け、甚大な戦災で全市街地の約6割を焼失し、なかでも商店街や工場、事業場を失った。一方、近代以降、太平洋戦争の末期には永井荷風が大蔵谷の西林寺で『罹災日録』を著すなど、文学に関わる文化も展開した。



図1-22 近代 市制町村制施行時の明石郡町村（明治22(1889)年4月）の状況

(6) 現代

①戦後復興期

戦後の復興に向けて、本市では機械器具工業隆盛に向けた歩みが進められ、また、占領政策の一環としての農地改革が進められた。さらに、水産業についても「つくる漁業」、「栽培漁業」が推奨され、市内の七漁業組合でノリなどの養殖が始められ、昭和 35（1960）年から若干の収穫量を見るようになった。

戦後復興期に、大久保町では明石市への編入に対する住民投票が実施されるなどの動きがあったが、昭和 26（1951）年には、明石郡大久保町、明石郡魚住町、加古郡二見町との合併がなされ、市域が拡張し、新明石市が発足した。

戦災からの復興のために、戦災復旧上水道事業、戦災復興土地区画整理事業、墓地移転、街路事業、公園事業なども進められた。さらに、昭和 29（1954）年に明石・鳴門海峡にフェリーボートが開通した。

②高度経済成長期から現代まで

昭和 39（1964）年に名谷一大蔵谷間を結ぶ「神明道路」（のちの第二神明道路）が開通し、東西の物流が飛躍的に拡大した。さらに、昭和 40（1965）年に神戸明石道路（バイパス）が完成し、阪神地区から明石・姫路と山陰方面、淡路・四国方面への交通は所要時間が約 50 分短縮され、神明・明姫国道の交通量は著しく緩和された。

その後、第二神明道路が昭和 45（1970）年 3 月に完成し、昭和 55（1980）年には明姫幹線が全線開通して、物流などに関わる道路交通環境は整えられた。

一方、子午線の町、明石を象徴する明石市立天文科学館が昭和 35（1960）年に竣工し、昭和 36（1961）年には日本標準時制定 75 周年記念式典が開催された。明石市立天文科学館は、平成 22（2010）年には展示室をリニューアル、平成 24（2012）年にはプラネタリウムの稼働時間が日本一となった。

交通機関についても、国鉄（当時）の高架化などが進められ、昭和 33（1958）年には西明石～姫路間の電化が完成、昭和 36（1961）年には当時の国鉄魚住駅が開業した。さらに山陽新幹線西明石駅が昭和 47（1972）年に、国鉄朝霧駅が昭和 43（1968）年に開業、昭和 47（1972）年には山陽新幹線の新大阪～岡山間が開通するなど、公共交通の利便性も向上した。

文化財に関する調査では、昭和 33（1958）年には林下溝海岸^{はやししもみぞかいがん}における学術発掘調査でアカシゾウの化石が発掘され、続いて、昭和 41（1966）年には大阪市立自然史博物館を中心とする調査団が中八木海岸の屏風ヶ浦粘土層からアカシゾウの一头分の遺体を発掘した。

また、昭和 6（1931）年に西八木海岸で発見、昭和 23（1948）年に数十万年前の人類の骨とされた「明石原人」について現地調査が行われた。さらに、昭和 60（1985）年には再発掘調査が実施され、「アカシ」起源の解明に向けた取り組みが行われている。

また、昭和 32（1957）年には市立水族館が開館、昭和 49（1974）年には明石公園内に県立図書館、市立図書館、市立公民館が開館するなど、文化施設も充実してきた。

こうして発展を続けてきた明石市であるが、災害も多発した。昭和 24 (1949) 年には、明石駅前¹の自由市場の大火で 426 戸が全焼するほか、平成 7 (1995) 年の兵庫県南部地震によって、明石城跡の櫓や石垣をはじめ、多くの被害を受けた。

このうち、明石城跡は、それまで現存していた石垣立面積約 20,000 m²のうち 942 m²が崩壊した。しかし、明石城跡は阪神・淡路大震災以降、修復に 10 年を要するとされた石垣修復を着工からわずか 1 年 8 ヶ月で竣工し、「平成の天下普請」と称された。

また、重要文化財 (建造物) である 2 つの櫓についても壁の塗り直しや屋根の葺き替えが全面にわたって実施された。両櫓の修復にあたっては曳屋工法^{ひきやこうほう}が採用され、現在の姿に整備された。



震災で崩れた二ノ丸の北辺石垣
(兵庫県立歴史博物館 HP)



震災で崩れた薬研堀石垣
(兵庫県立歴史博物館 HP)

また、平成 10 (1998) 年には明石海峡大橋が開通して淡路島との往來の利便性が拡大すると共に、平成 15 (2003) 年には防災センターが開館して災害への防備に努めるなど、着実な市政が進められ、平成 30 (2018) 年に明石市は中核市に移行した。

令和元 (2019) 年は明石市制施行 100 周年の節目の年にあたり、9 月 7 日には「明石市史シンポジウム—歴史から探る明石の魅力」、11 月から 12 月にかけて「発掘された明石の至宝」をテーマとして記念企画展、講演会、シンポジウムなどを開催した。

さらに、明石城築城 400 周年記念事業の一環として、令和元年 9 月から 10 月にかけて、明石市立文化博物館で「城と明石の 400 年—明石藩の世界 VII—」と命名した特別企画展を開催するなど、歴史文化遺産を活用した取り組みを継続して進めている。



図 1-23 現代 現明石市発足当時の市域周辺 (昭和 26 (1951) 年 1 月) の様子